≪資料目次≫

資料　１　　畜産学研究科再編計画の概要

資料　２　　畜産学研究科再編の背景

資料　３　　帯広畜産大学の機能強化

資料　４　　畜産学研究科に関する企業アンケート結果

資料　５　　動物医科学コースの概要

資料　６　　ディプロマ・ポリシー／畜産科学専攻（博士前期課程）

資料　７　　ディプロマ・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻

資料　８　　カリキュラム・ポリシー／畜産科学専攻（博士前期課程）

　　カリキュラム・フローチャート／畜産科学専攻（博士前期課程）

資料　９　　授業科目一覧／畜産科学専攻（博士前期課程）

資料１０　　カリキュラム・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻

　　カリキュラム・フローチャート／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻

資料１１　　授業科目一覧／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

資料１２　　教員所属組織（研究域）と学部・大学院の関係

資料１３　　履修モデル／畜産科学専攻（博士前期課程）

資料１４　　履修モデル／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

資料１５　　アセスメント・ポリシー

資料１６　　研究活動の不正行為に関する取扱規程

資料１７　　研究費の不正使用防止等に関する規程

資料１８　　修了要件

資料１９　　アドミッション・ポリシー／畜産科学専攻（博士前期課程）

資料２０　　アドミッション・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻

資料２１　　アセスメントによる教育の検証と改善

資料1　畜産学研究科再編計画の概要

博士前期・後期課程再編図

畜産生命科学専攻
食品科学専攻
資源環境農学専攻
畜産衛生学専攻

前期課程の一専攻化

畜産科学専攻
- ◆ 動物医科学コース
- ◆ 家畜生産科学コース
- ◆ 環境生態学コース
- ◆ 食品科学コース
- ◆ 農業経済学コース
- ◆ 農業環境工学コース
- ◆ 植物生産科学コース

「基礎力」
専門性に加え、他分野の幅広い知識・技術の修得

「応用力」
実践的な特別教育プログラムによる社会ニーズに即した課題解決力の修得

「総合力」
生命・食料・環境に関する高度な知識と技術を活用し、農畜産学及び獣医学の専門分野で優れた能力を国内外で発揮

現行の大学院博士後期課程は、３組織に分断

【岐阜大学連合獣医学研究科に参加】
○大動物臨床・繁殖分野
○家畜感染症分野　○病理・薬理分野等
獣医学分野

【帯広畜産大学畜産学研究科】〈畜産衛生学専攻〉
○食品安全学分野　○家畜環境衛生学分野
畜産衛生学分野

【岩手大学連合農学研究科に参加】
○家畜生産分野　○食品科学分野
○生物環境分野　○農業経済分野　等
農学分野

農学分野が直面する以下の課題解決に資する人材育成のため、獣医・農畜産融合の教育研究体制の構築が急務

「食の安全」に関わる諸問題は、農学の特定分野の専門性のみでは根本的解決が困難

農学系人材が担う課題は、世界各国の様々な分野の専門家が協調して取り組むべき地球規模課題

食と農のグローバル化を背景に、国境を越えて食の安全・安心対策を行使できる人材育成が急務

機能強化

獣医学分野全米1位のコーネル大学との教育研究交流推進

帯広畜産大学大学院畜産学研究科

農学分野世界4位のウィスコンシン大学との教育研究交流推進

獣医学専攻
・分野横断型選択科目群の設置
・異分野複数教員による研究指導

畜産科学専攻
・畜産衛生プログラム
・米国先端大学研修プログラム 等

国際水準の獣医学教育環境の活用

平成27年10月竣工の産業動物臨床棟

国際安全基準適応の実習施設群の活用

世界最高水準の安全衛生基準認証
FSSC22000取得（日本の大学初）

獣医・農畜産融合の視点と世界動向・国際基準を踏まえた教育研究体制により、農学の幅広い知識・技術と国際通用力を持つ高度人材育成を推進

資料2　畜産学研究科再編の背景

農学分野が直面する課題

食中毒、家畜感染症、食品偽装等の「食の安全」に関わる諸問題は、農場から食卓までに至る様々な負の要因が複雑に絡みあって生じるため、農学の特定分野の専門性のみでは根本的解決が困難

世界人口増加に伴う食料確保、国境を越えて移動する食品等の安全確保、感染症の制圧、エネルギー・環境への配慮等、農学系人材が担う課題は、世界各国が協調して取り組むべき地球規模課題

TPP、FTA等による国際市場の拡大、食と農のグローバル化を背景に、国際展開を図る食品関連企業等の国際安全衛生基準の遵守、行政の検疫体制強化等が求められ、食の安全安心対策を行使できる人材育成が急務

【大学院の現状】

○　獣医学は岐阜連大、農学は岩手連大に参加し、それぞれの分野の専門領域に特化した高度人材を育成

○　畜産学研究科畜産衛生学専攻において、獣医・畜産融合の教育研究により「食の安全」に関する高度人材を育成

専門領域に特化した高度な研究指導に加えて、獣医・農畜産融合の教育研究を強化して、分野を超えた複雑な課題解決に資する人材を育成

課題例1：**輸入食材安全確保及び国産食材の輸出拡大**

関連分野：食品化学、食品加工学、食品衛生学、HACCPシステム構築、植物栄養学、家畜栄養学、家畜衛生学、獣医病理学、獣医生化学、獣医公衆衛生学、食品製造・加工機械工学、生物資源再生工学

課題例2：**野生動物や昆虫が媒介する動物疾病の診断・治療・拡散防止**

関連分野：産業動物獣医療学、獣医内科学、獣医病理学、獣医薬理学、原虫病学、野生動物管理学、環境昆虫学、衛生経済学

課題例3：**バター等加工用原料を安定供給するための国内における生乳生産体制の確立**

関連分野：生殖科学、家畜臨床繁殖学、獣医生理学、獣医生化学、草地学、家畜飼養学、農業経営学、農村整備学、草地造成学、草地整備学

獣医学分野

畜産衛生学分野

農畜産学分野

獣医学・農畜産学融合領域

課題例4：**６次産業化を目指した農畜産物の新規加工技術の開発及び実用化**

関連分野：地域産業活性論、企業戦略論、知的財産制度論、食品化学、食品加工学、食品衛生学、HACCPシステム構築、植物栄養学、家畜栄養学、家畜衛生学、獣医病理学、獣医生化学、獣医公衆衛生学、食品製造・加工機械工学、生物資源再生工学

課題例5：**環境変動に対応した持続的食料生産**

関連分野：産業動物獣医療学、家畜繁殖学、家畜育種学、家畜衛生学、植物育種学、土壌学、植物栄養学、農業気象学、大気地盤情報学、農業経済学、農業経営学

「我が国唯一の国立農学系単科大学として、農場から食卓までに至る一連の教育研究環境を備え、獣医・農畜産融合の視点と世界動向・国際基準を見据えた取組みにより、農学の幅広い知識・技術と国際通用力を持つ人材育成を推進」

資料3　帯広畜産大学の機能強化

【ミッションの再定義】
グローバル人材を育成するため、獣医学分野と農畜産学分野を融合した実学重視の学部・大学院教育を目指す。

【第３期中期目標】
獣医学分野と農畜産学分野を融合した教育研究体制、国際通用力を持つ教育課程及び食の安全確保のための教育システムを保有する我が国唯一の国立農学系単科大学として、グローバル社会の要請に即した農学系人材を育成する。

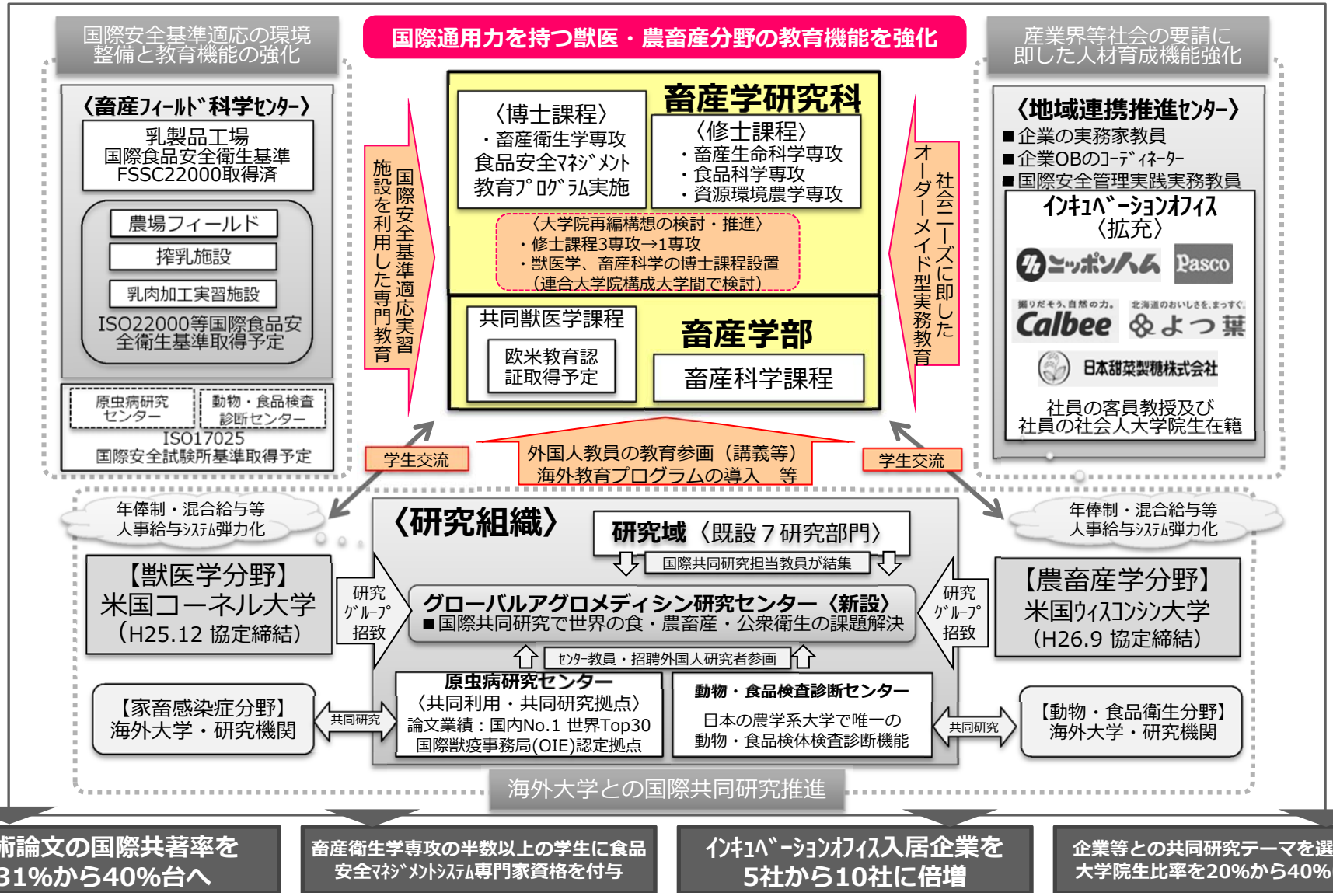

資料4　畜産学研究科に関する企業アンケート結果

帯広畜産大学大学院　畜産学研究科に関する企業アンケート

総回答数： 329　　送付数： 619　　回収率： 53.2%

設問1.　貴社・貴機関では、これまでに獣医・農畜産系の大学院修了者を採用したことがありますか。

未回答	未回答	0	0.0%
1. 修士・博士問わず採用実績がある		64	19.5%
2. 修士のみ採用実績がある		70	21.3%
3. 博士のみ採用実績がある		4	1.2%
4. 採用実績はない		191	58.1%

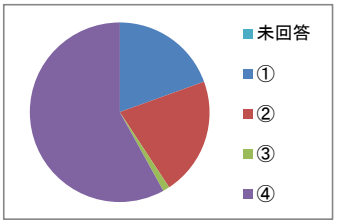

設問2.　（設問1で1-3に回答した方にお伺いします）過去5年間の採用数を教えてください。

未回答	未回答	3	2.2%
1. 0人		21	15.2%
2. 1～10人程度		101	73.2%
3. 10～50人程度		11	8.0%
4. 50人以上		2	1.4%

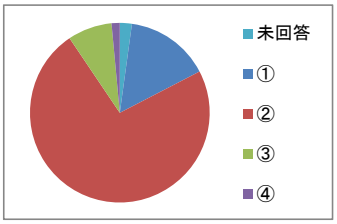

設問3.　貴社・貴機関において、獣医・農畜産学の専門的知識を有した人材は十分に確保されていると思いますか。

	未回答	8	2.4%
1. 十分確保している		33	10.0%
2. 十分ではないが一定数確保している		132	40.1%
3. 確保していないが、今後、確保したいと考えている		66	20.1%
4. そのような人材は不要と考えている		90	27.4%

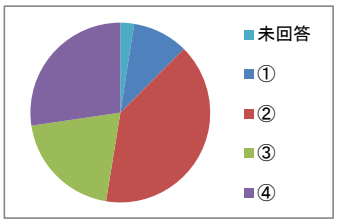

設問4.　貴社・貴機関において、獣医・農畜産学の専門的知識を有した人材の維持・確保増に向けてどのような対応をとる予定ですか。

	未回答	5	1.5%
1. 今後、そういう人材の採用を増やしたい		107	32.5%
2. 現在の職員等を大学院に派遣し、再教育したい		6	1.8%
3. 特段の対応はしない		214	65.0%

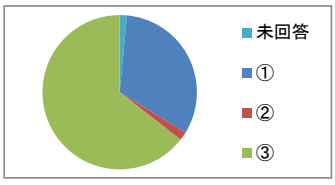

設問5.　貴社・貴機関では、これまでに職員等を再教育のため大学院に派遣したことがありますか。また、その必要性を感じたことがありますか。

	未回答	5	1.5%
1. 現在、再教育に派遣している。過去に派遣実績がある		45	13.7%
2. 派遣実績はないが、再教育の必要性は感じている		73	22.2%
3. 派遣実績はなく、再教育の必要性も感じていない		206	62.6%

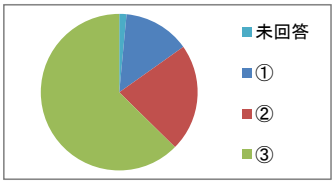

資料4　畜産学研究科に関する企業アンケート結果

設問6.　博士課程の修了者は、専門性に固執・社会経験に乏しい、といった批判ありますが、この意見についてどう思いますか。

	未回答	11	3.3%
1.	まったくそのとおりであると思う	4	1.2%
2.	ある程度あてはまると思う	159	48.3%
3.	そうは思わない	155	47.1%

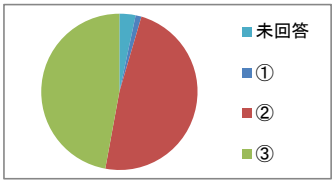

設問7.　（設問6で1または2に回答した方にお伺いします）その理由は何によると思いますか。

	未回答	0	0.0%
1.	大学院教育のあり方	8	4.9%
2.	個人の資質	69	42.6%
3.	大学院教育、個人の資質の両方	82	50.6%
4.	その他（	3	1.9%

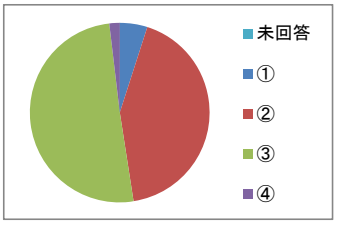

設問8.　本学では社会ニーズに即した人材及び農学が直面する複雑な課題解決に貢献できる人材を育成するため、大学院畜産学研究科の修士及び博士課程において、自身の専門分野に加えて農学の他分野を幅広く修得できるシステム（獣医・農畜産融合教育）を推進することを計画しております。この方針についてどう思いますか。

1.	大いに賛同できる	93	28.3%
2.	賛同できる	222	67.5%
3.	賛同できない	4	1.2%
	未回答	10	3.0%

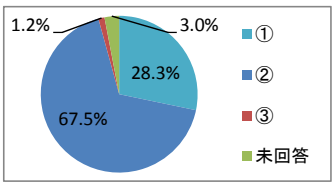

設問9.　さらに、大学院畜産学研究科の再編計画においては、ISO等国際基準適応の教育環境・実習施設の活用、企業等の実務家教員による実践的な教育の充実、海外大学との教育・研究の交流推進により国際通用力のある人材の育成を考えております。この方針についてどう思いますか。

1.	大いに賛同できる	98	29.8%
2.	賛同できる	219	66.6%
3.	賛同できない	1	0.3%
	未回答	11	3.3%

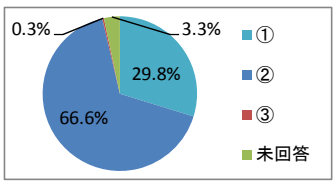

設問10.　本学では、近年の我が国における酪農・畜産業の振興の必要性、人間と動物の共存関係の高まり等を踏まえ、獣医師のみならず動物の健康や動物と社会との関係等を理解する人材育成が必要であるとの認識の下、大学院修士課程において、獣医師養成課程外の学士課程を卒業し、かつ、獣医学分野に興味がある学生を対象とした「動物医科学コース」を新設し、農畜産学の知識を基礎に、獣医学に関する基礎知識を提供し、動物に関する様々な知識を社会に還元できる高度専門職業人の養成を進めたいと考えております。このような教育プログラムを経た人材の重要性は高まると思いますか。また、貴社・貴機関において必要になると思いますか。

1.	重要性が高まり、必要になると考えている	115	35.0%
2.	重要性が高まるが、必要とはしない	174	52.9%
3.	重要性は高まらず、必要ともしない	26	7.9%
	未回答	14	4.3%

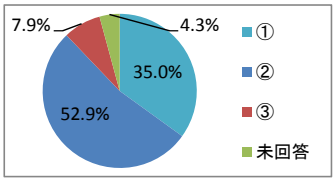

設問11.　設問8-10のような大学院が設置された場合、貴社・貴機関との交流はあると思いますか。

1.	積極的に修了生の採用・職員の再教育などで交流したい	53	16.1%
2.	共同研究等の実績を踏まえてから修了生の採用・職員の再	104	31.6%
3.	特段の交流はないと思う	158	48.0%
	未回答	14	4.3%

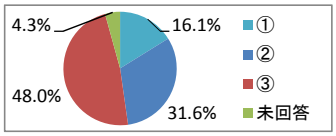

資料5　動物医科学コースの概要

獣医学専攻博士課程
（4年: 定員,5）
博士（獣医学）

連携

畜産科学専攻博士後期課程
（3年: 定員,10）
博士（農学または畜産衛生学）

共同獣医学課程
獣医学ユニット
学士（獣医学）

動物医科学コース
修士（動物医科学）

畜産科学専攻
博士前期課程
（2年, 定員:48）

他6コース
修士（農学または畜産衛生学）

動物医科学分野に興味のある学生

動物医科学コースの新設によって、家畜を含めた動物一般の疾病やその診断・治療、また体の仕組みや調節機構をより詳しく知りたいと考える学生に対し、基礎生物学や農畜産学の知識を土台に、基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、さらに動物臨床科学の知識を提供し、動物医科学領域に興味のある学生の進路に道を開く。

畜産科学課程
（4年: 定員, 210）

家畜生産科学ユニット
環境生態学ユニット
食品科学ユニット
農業経済学ユニット
農業環境工学ユニット
植物生産科学ユニット

学士（農学）

農学・畜産学に興味のある学生

学部教育で培った農学や畜産学の知識をさらに深め、その知識を生かすことで農学・畜産学関連の研究を遂行しようとする意欲のある学生に対し、修士課程においてより発展的および最新の教育・研究指導を受ける機会をこれまでに提供してきた。

動物医科学コースの設置は、
○医療系、生命科学系の他大学大学院修士課程（博士前期課程）への進学
○本学大学院修士課程の他分野への進路変更で対応しようとしていた学生に対し、本学において動物医科学分野の教育を受ける機会を提供する。

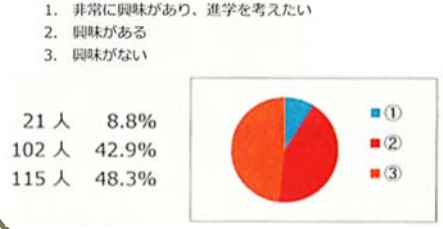

学生のニーズ

- ◆ 進学に興味を示す学生の32.8%が動物医科学コースに興味
- ◆ さらに進学意思ありと回答した学生数…
  畜産科学課程3年：9名
  畜産科学課程2年：12名

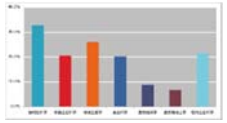

資料5　動物医科学コースの概要

動物医科学コース独自開講科目

○必修科目（特論2単位、演習4単位）

◆動物医科学特論：基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、動物臨床科学といった一連の動物医科学の総論的内容に関する講義

◆動物医科学特別演習：基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、動物臨床科学といった一連の動物医科学の内容に関する参加型授業

○選択科目（各2単位）

◆動物機能医科学特論Ⅰ：発生学、発生工学、形態機能学に関する各論的内容の講義

◆動物機能医科学特論Ⅱ：生理学、薬理学、生化学に関する各論的内容の講義

◆動物病態・病因制御学特論Ⅰ：動物病態学に関する各論的内容の講義

◆動物病態・病因制御学特論Ⅱ：動物感染症学及び病因制御学に関する各論的内容の講義

◆動物臨床科学特論Ⅰ：小動物臨床科学に関する各論的内容の講義

◆動物臨床科学特論Ⅱ：大動物臨床科学に関する各論的内容の講義

◆動物臨床科学特論Ⅲ：繁殖学に関する各論的内容の講義

資料5　動物医科学コースの概要

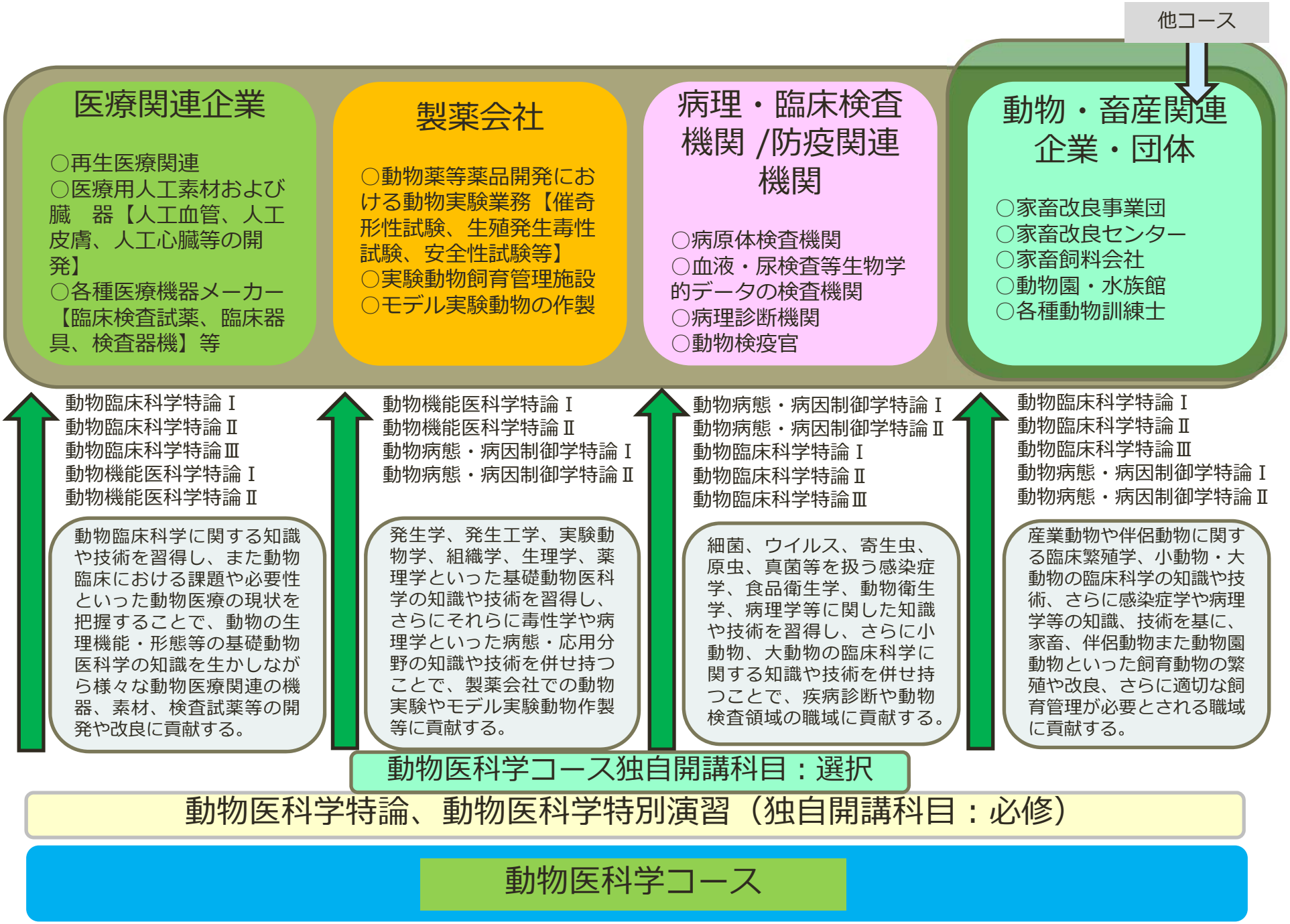

資料６　ディプロマ・ポリシー／畜産学研究科畜産科学専攻（博士前期課程）

【専攻共通のディプロマ・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士前期課程では、教育課程で定められた授業科目を履修して所定の修了要件単位を修得し、動物医科学、家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学等の農畜産学分野及びその学際分野における最新の知識と技術を駆使し 、「食の安全確保」をはじめとする農畜産学に関する問題解決型の高度な研究能力と幅広い見識を備え、以下の能力を身につけた人に学位を授与します。

（１）倫理観

社会通念上や専門家として相応しい倫理観、道徳観を身につけている人。

（２）課題設定・解決力

グローバル化を背景とした生命・食料・環境の分野の課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。

（３）表現力・コミュニケーション能力

国際感覚を備えた思考・判断の過程を説明するために必要なプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身につけている人。

（４）専門的知識・技術

獣医・農畜産融合の視点から、本専攻に配置された各コースに関する高度専門職業人としての知識と技術を身につけている、または同コースの課題に関する研究者としての基礎的な能力を身につけている人。

（畜産衛生学位PG）

畜産物をはじめとする食品の国際安全衛生基準での衛生管理・品質保証に関する高度かつ総合的な知識と技術を有し、優れた実践力及び応用力を身につけている人。

【コース別のディプロマ・ポリシー】

動物医科学コース	家畜生産科学コース	環境生態学コース	食品科学コース	農業経済学コース	農業環境工学コース	植物生産科学コース
（１）倫理観 動物医科学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 動物医科学分野における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、動物医科学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 基礎生物学や農畜産学の知識を土台に、基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、さらに動物臨床科学等動物医科学に関する幅広い専門知識とそれを社会において応用、発展させていく能力を身につけている人。	（１）倫理観 家畜生産科学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 畜産や生命科学分野における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、家畜生産科学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 家畜の生理や行動を理解しそれを遺伝的改良や生産性の向上へと繋げる基礎から応用までの体系的な知識と技術を身につけている人。	（１）倫理観 環境生態学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 環境生態学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、環境生態学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 環境を構成する様々な生命体の役割と機能、相互作用、及び生態系の保全・管理・利用に関する包括的かつ体系的な知識と技術を身につけている人。	（１）倫理観 食品科学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 食品科学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、食品科学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 農畜産物の加工・利用及びそれらの機能性・安全性についての高度な知識と技術及び応用力を身につけている人。	（１）倫理観 農業経済学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 農業経済学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、農業経済学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 地域の資源を利用し、食料の生産性向上食の安全を支えるための農業経済に関する高度な知識と技術を身につけている人。	（１）倫理観 農業環境工学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 農業環境工学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、農業環境工学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 地域の資源を利用し、食料の生産性向上を支えるための生産技術や環境制御に関する高度な知識と技術を身につけている人。	（１）倫理観 植物生産科学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている人。 （２）課題設定・解決力 植物生産科学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている人。 （３）表現力・コミュニケーション能力 他者の思想や意見を尊重した上で、植物生産科学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている人。 （４）専門的知識・技術 地域の資源を利用し、食料の生産性向上を支えるための食料生産原理や生産技術に関する高度な知識と技術を身につけている人。

資料７　ディプロマ・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

【専攻共通のディプロマ・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科獣医学専攻博士課程及び畜産科学専攻博士後期課程では、教育課程で定められた授業科目を履修して所定の修了要件単位を修得し、臨床獣医学、基礎獣医学、公衆衛生学、家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学等の獣医学分野、農畜産学分野及びその学際分野における最新の知識と技術を駆使した先端研究を担うため、以下の能力を身につけた人に学位を授与します。

（１）倫理観

教育者・研究者としての高い倫理観・道徳観を身につけている人。

（２）国際通用力・リーダーシップ

獣医学分野、農畜産学分野及びその学際的分野に関する国際的な視野を持って、農畜産業のグローバル化に伴う多様な社会ニーズに対応できる実践力と、リーダーシップを発揮して国際水準の先端的な研究ができる能力を身につけている人。

（３）表現力・コミュニケーション能力

国際通用性のある思考・判断の過程を説明するために必要なプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身につけている人。

（４）専門的知識・技術

本研究科に配置された専攻分野に関する学術基盤をなす深い学識と高度な専門技術を備え、獣医・農畜産学融合の視点から新規性及び独創性の高い先端的研究ができる教育者・研究者としての知識と技術を身につけている人。

（畜産衛生学位PG）

「食の安全確保」を担う国際的な研究者としての幅広い知識を有し、優れた問題解決ができる能力を身につけている人。

【専攻別のディプロマ・ポリシー】

獣医学専攻	畜産科学専攻
（１）倫理観 基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学等の獣医学分野における最新の知識と技術と伴侶動物、産業動物及び野生動物を対象として高度な最先端医療技術及び生命現象や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観を身につけている人。	（１）倫理観 家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学、畜産衛生学、動物医科学の農畜産学分野における最新の知識と技術と生命現象や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観を身につけている人。
（２）国際通用力・リーダーシップ ・生体内部のミクロレベル、個体及び個体群を対象としたマクロレベル、さらに家畜生産を含めた広範囲な生命科学的研究領域において国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・生体内部、個体及び個体群を対象とした生態学的研究領域において国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・動物医科学に関する幅広い専門分野の知識を身につけ、国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・食品安全マネジメントシステムや国内外における農畜産物の安全監視に関する高度な専門知識と獣医療・動物医科学の優れた分析技術や家畜管理技術を生かし、食の安全や動物とヒトの健康の向上に貢献できる能力を身につけている人。	（２）国際通用力・リーダーシップ ・生体内部のミクロレベル、個体及び個体群を対象としたマクロレベル、さらに家畜生産を含めた広範囲な生命科学的研究領域において国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・生体内部、個体及び個体群を対象とした生態学的研究領域において国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・農畜産物の加工・利用及びそれらの機能性・安全性についての高度な知識と技術及び国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・国内外の資源を利用し、食料の生産性向上を支えるための農業経済に関する国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・国内外の資源を利用し、食料の生産性向上を支えるための生産技術や環境制御に関する国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。 ・動物医科学に関する幅広い専門分野の知識を身につけ、国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている人。
（３）表現力・コミュニケーション能力 基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学等の獣医学分野における専門性について、思考・判断の過程を説明するために国際通用性のあるプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身につけている人。	（３）表現力・コミュニケーション能力 家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学分野における専門性について、思考・判断の過程を説明するために国際通用性のあるプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身につけている人。
（４）専門的知識・技術 食品安全マネジメントシステムや国内外における農畜産物の安全監視に関する高度な専門知識と獣医療・動物医科学の優れた分析技術や家畜管理技術を生かし、食の安全や動物とヒトの健康の向上に貢献でき、獣医学分野、農畜産学分野及びその学際的分野に関する国際的な視野を持って、獣医学のグローバル化に伴う多様な社会ニーズに対応できる実践力とリーダーシップを発揮し、国際水準の先端的な研究能力を身につけている人。	（４）専門的知識・技術 家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学分野における高度な知識と技術を身につけ、獣医学分野、農畜産学分野及びその学際的分野に関する国際的な視野を持って、農畜産業のグローバル化に伴う多様な社会ニーズに対応できる実践力とリーダーシップを発揮し、国際水準の先端的な研究能力を身につけている人。

資料８　カリキュラム・ポリシー／畜産学研究科畜産科学専攻（博士前期課程）

【専攻共通のカリキュラム・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士前期課程ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能等を修得させるために、以下の点に配慮して教育を行います。

（１）倫理観の養成

e-ラーニング等を用いた、倫理観を養成する科目を配置します。

（２）課題設定・解決能力の養成

アクティブラーニングを用いた、論理的思考能力を磨き、食の安全確保・生産性向上・環境保全に関する課題設定・解決能力を養成する科目を配置します。

（３）国際感覚を備えた実践力の養成

グローバル社会で活躍するための英語力を修得するため、英語によるプレゼンテーション能力や論文作成能力を高める科目を配置するとともに、身につけた表現力・コミュニケーション能力を実践するためのインターンシップ、海外演習、研究発表に関する科目を配置します。

（４）豊かな教養と幅広い学術基盤の形成

豊かな教養を身につけるための共通教養科目及び高度な専門性を修得するための専攻コア科目を配置するとともに、専門性の高い知識を分野横断的に修得するために、他コース専門科目を選択科目として配置します。

（畜産衛生学位PG）国際安全衛生基準の食品安全マネジメントシステムに関する知識及び技術を実践的かつ体系的に学ぶ授業科目を配置します。さらに企業等と連携し、それらの知識・技術の現場への応用を目指す演習科目を配置します。

【コース別のカリキュラム・ポリシー】

動物医科学コース	家畜生産科学コース	環境生態学コース	食品科学コース	農業経済学コース	農業環境工学コース	植物生産科学コース
上記（１）～（４）の専攻共通のカリキュラム・ポリシーに加え、下記のとおり各コースにおける高度な専門性を修得するための科目を配置しています。						
（５）伴侶動物、産業動物、実験動物、野生動物といった様々な動物を対象として、基礎、病態、感染症、病因制御、動物臨床科学等一連の動物医科学に関する幅広い専門分野を学ぶための科目を配置します。	（５）畜産を従来の生産学的視点だけではなく動物福祉や生態系への配慮等を含めた広い視点で捉え、家畜の生理や行動を理解しそれを遺伝的改良や生産性の向上へと繋げる基礎から応用までの最新の知識と技術を修得する科目を配置します。	（５）農畜産環境とそれを取りまく自然環境を保護から利用まで含めた広い視点で捉え、環境を構成する動物、植物、昆虫、微生物の役割と機能、相互作用、農畜産とのかかわり、そして生態系の保全に関する最新の知識を修得する科目を配置します	（５）農畜産物を原料とした食品の製造・加工及びこれらの機能性・安全性に関して、分子レベルから工業生産レベルまでの広範かつ最新の知見と技術を学ぶための科目を配置します。	（５）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源活用と、持続可能な物質循環を踏まえ、食料生産・流通・消費に関わる経済学や経営学に関する分野の高度な知識と技術を修得させる科目を配置します。	（５）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源を活用し、持続可能な物質循環や地域資源を踏まえ、機械的・生物学的手法や土木技術手法による食料生産環境の改善に関する分野の高度な知識と技術を修得させる科目を配置します。	（５）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源を活用し、持続可能な物質循環や地域資源を踏まえ、植物の生理、生態、遺伝や土壌に関する高度な知識をもとにした植物生産の量的・質的向上に関する分野の高度な知識と技術を修得させる科目を配置します。

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 家畜生産科学コース）

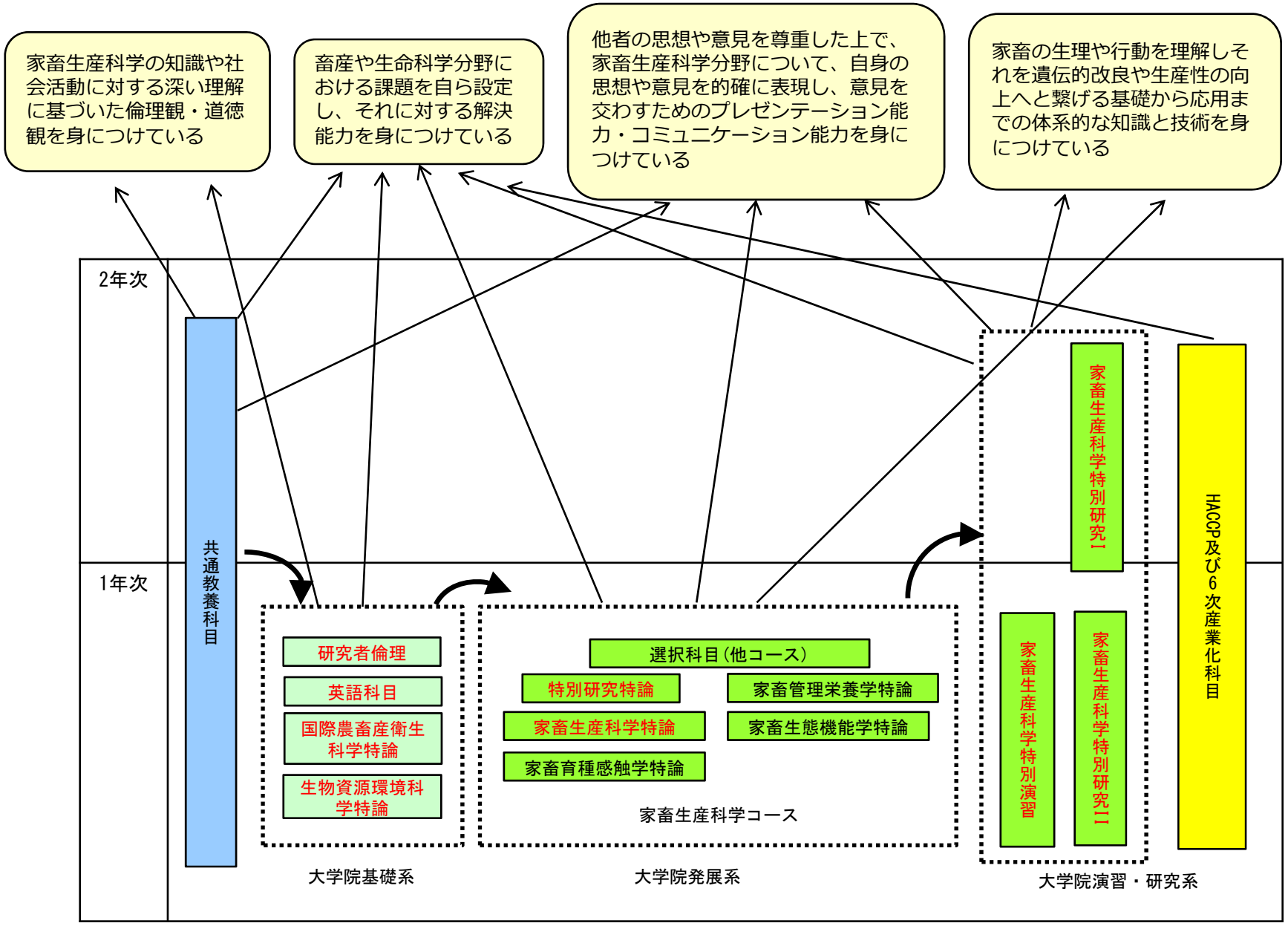

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 環境生態学コース）

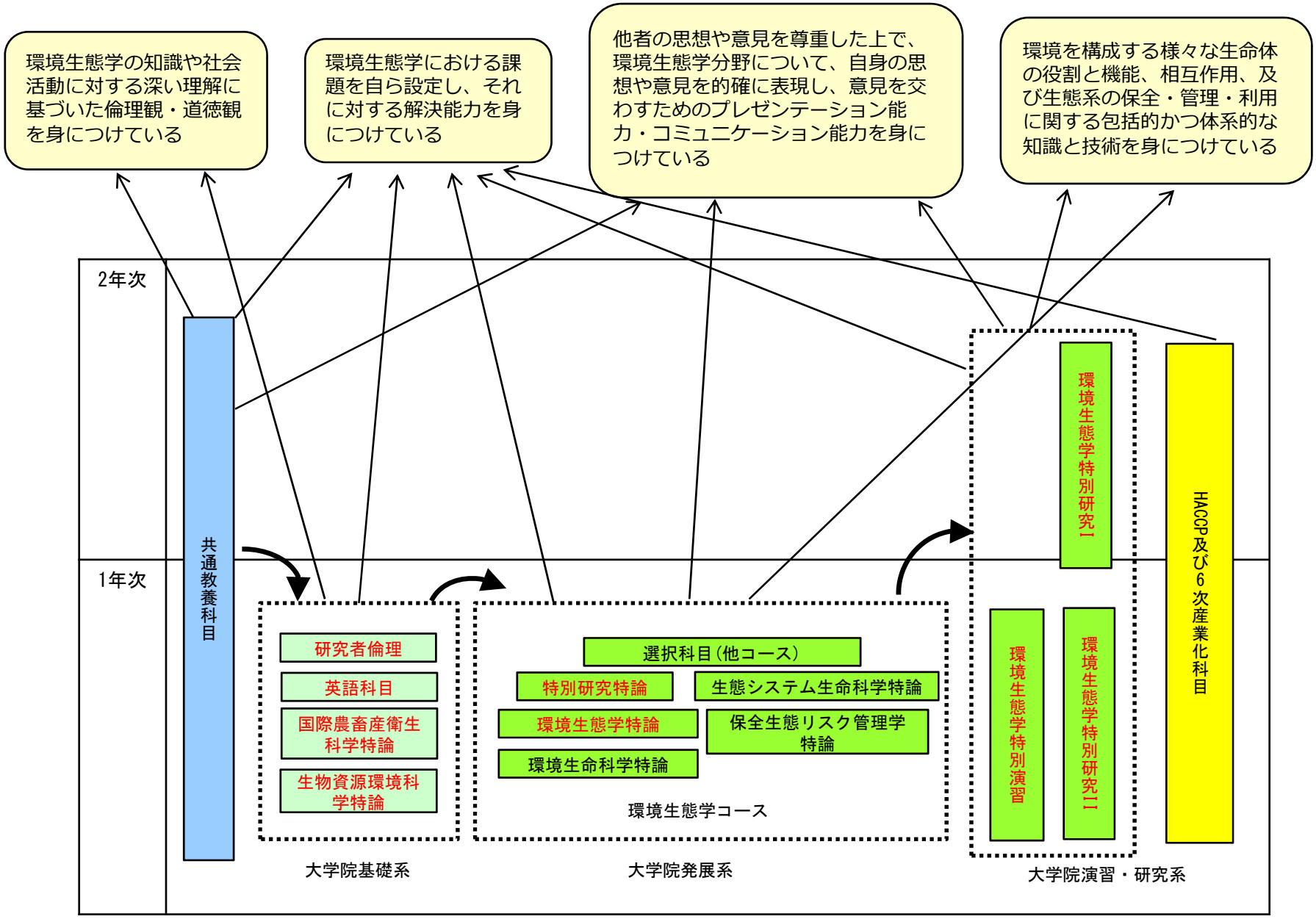

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程　食品科学コース）

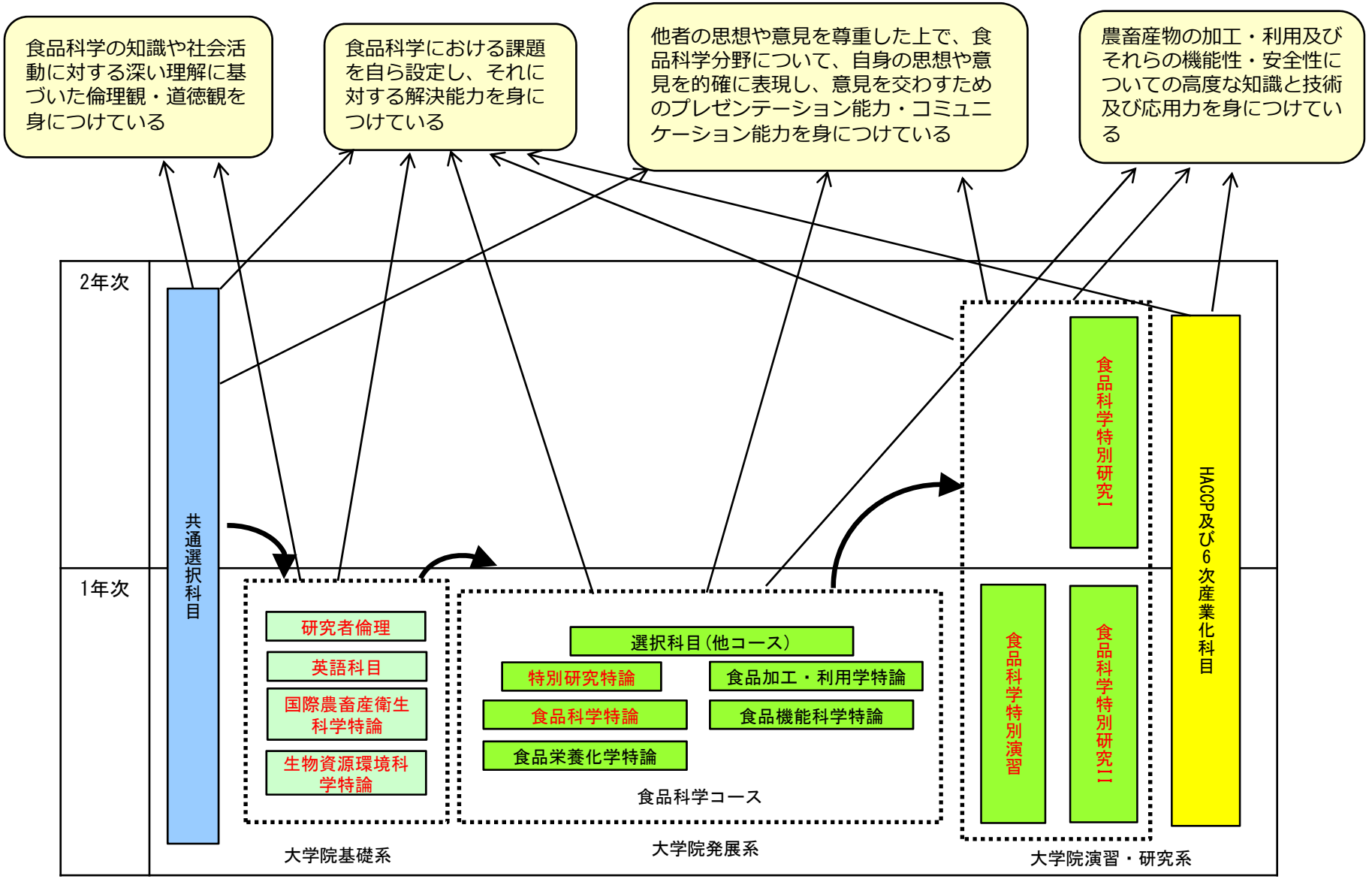

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 農業経済学コース）

農業経済学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている

農業経済学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている

他者の思想や意見を尊重した上で、農業経済学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている

地域の資源を利用し、食料の生産性向上、食の安全を支えるための農業経済に関する高度な知識と技術を身につけている

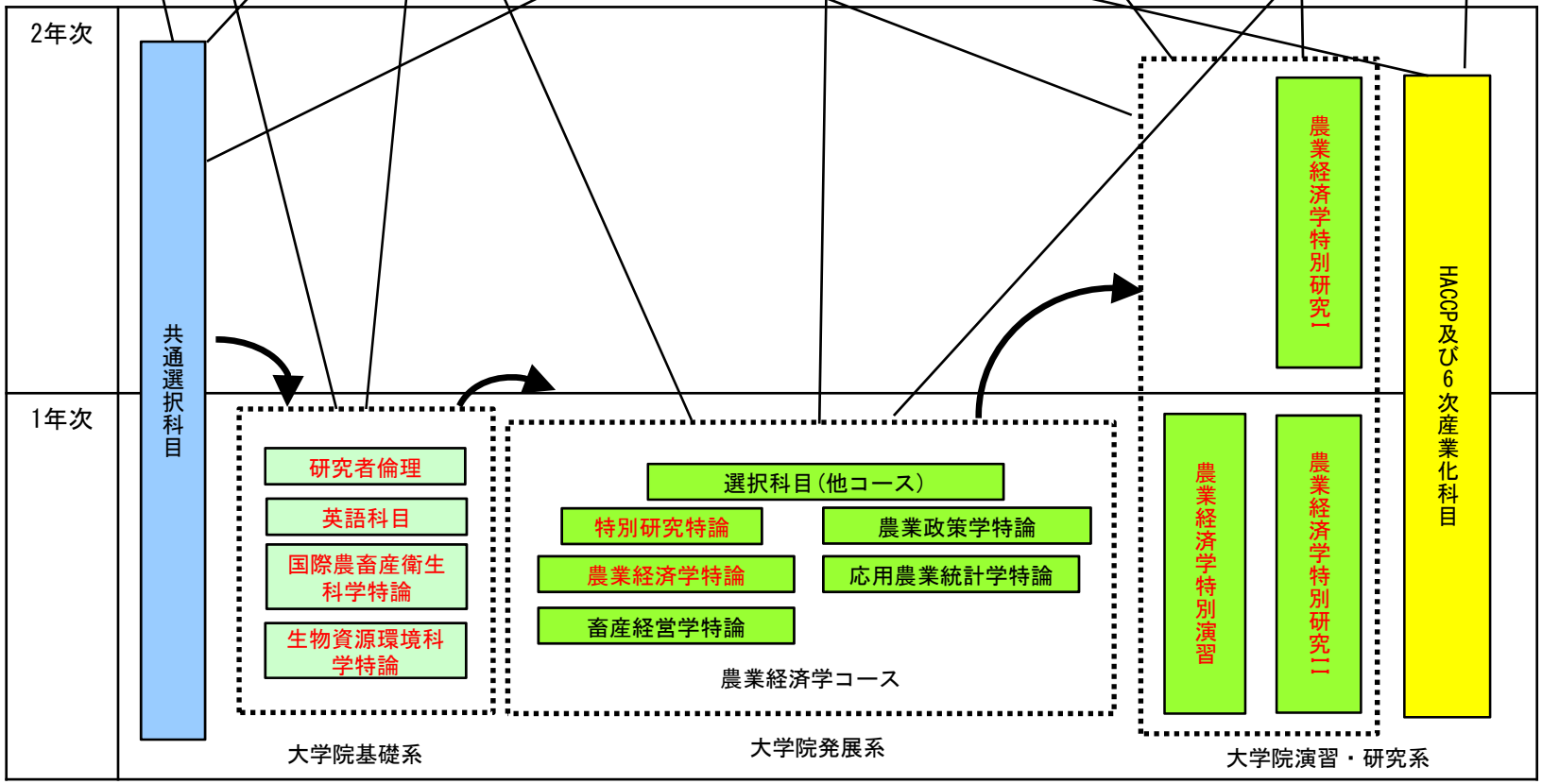

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 農業環境工学コース）

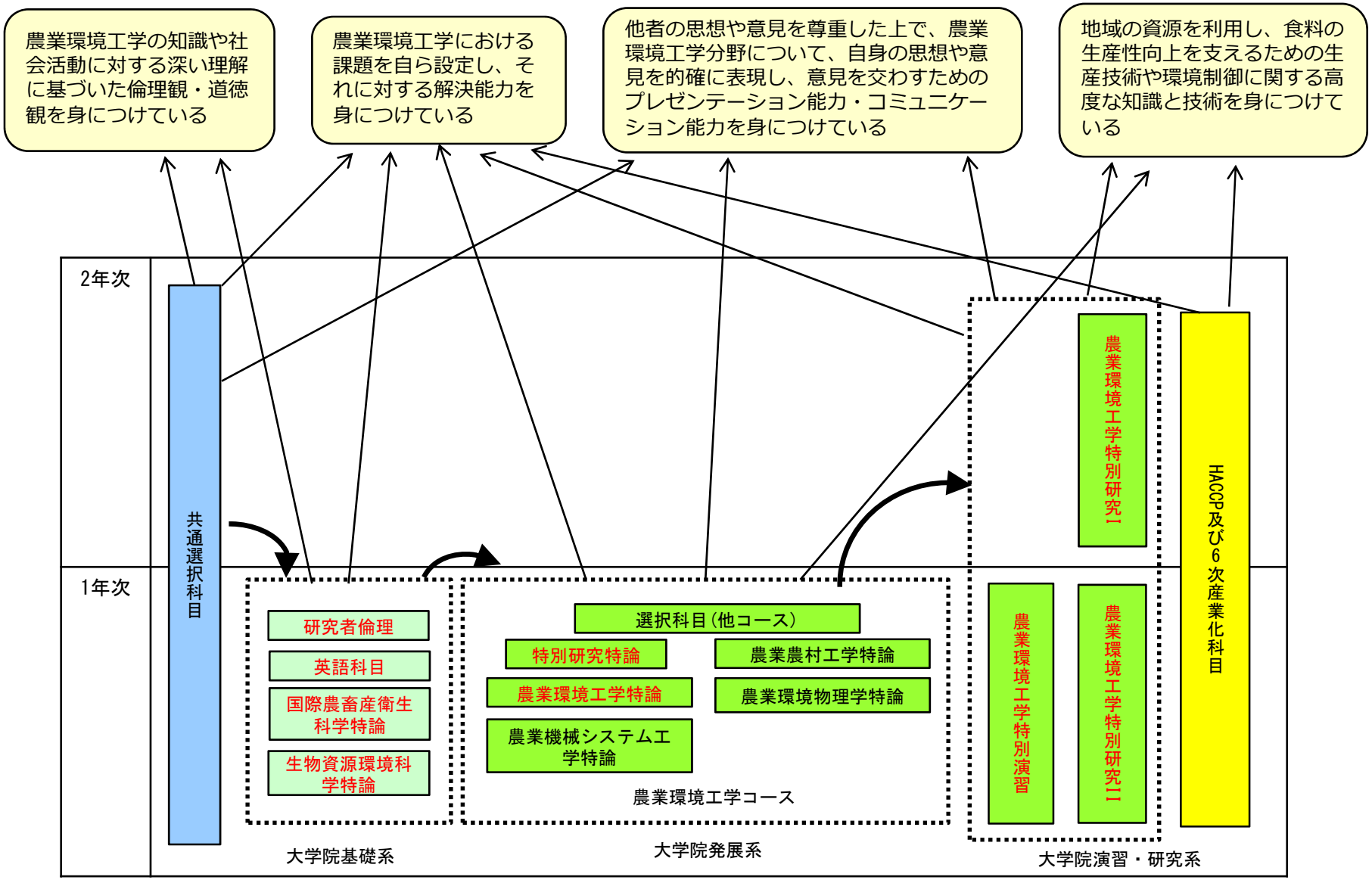

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 植物生産科学コース）

植物生産科学の知識や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観・道徳観を身につけている

植物生産科学における課題を自ら設定し、それに対する解決能力を身につけている

他者の思想や意見を尊重した上で、植物生産科学分野について、自身の思想や意見を的確に表現し、意見を交わすためのプレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている

地域の資源を利用し、食料の生産性向上を支えるための食料生産原理や生産技術に関する高度な知識と技術を身につけている

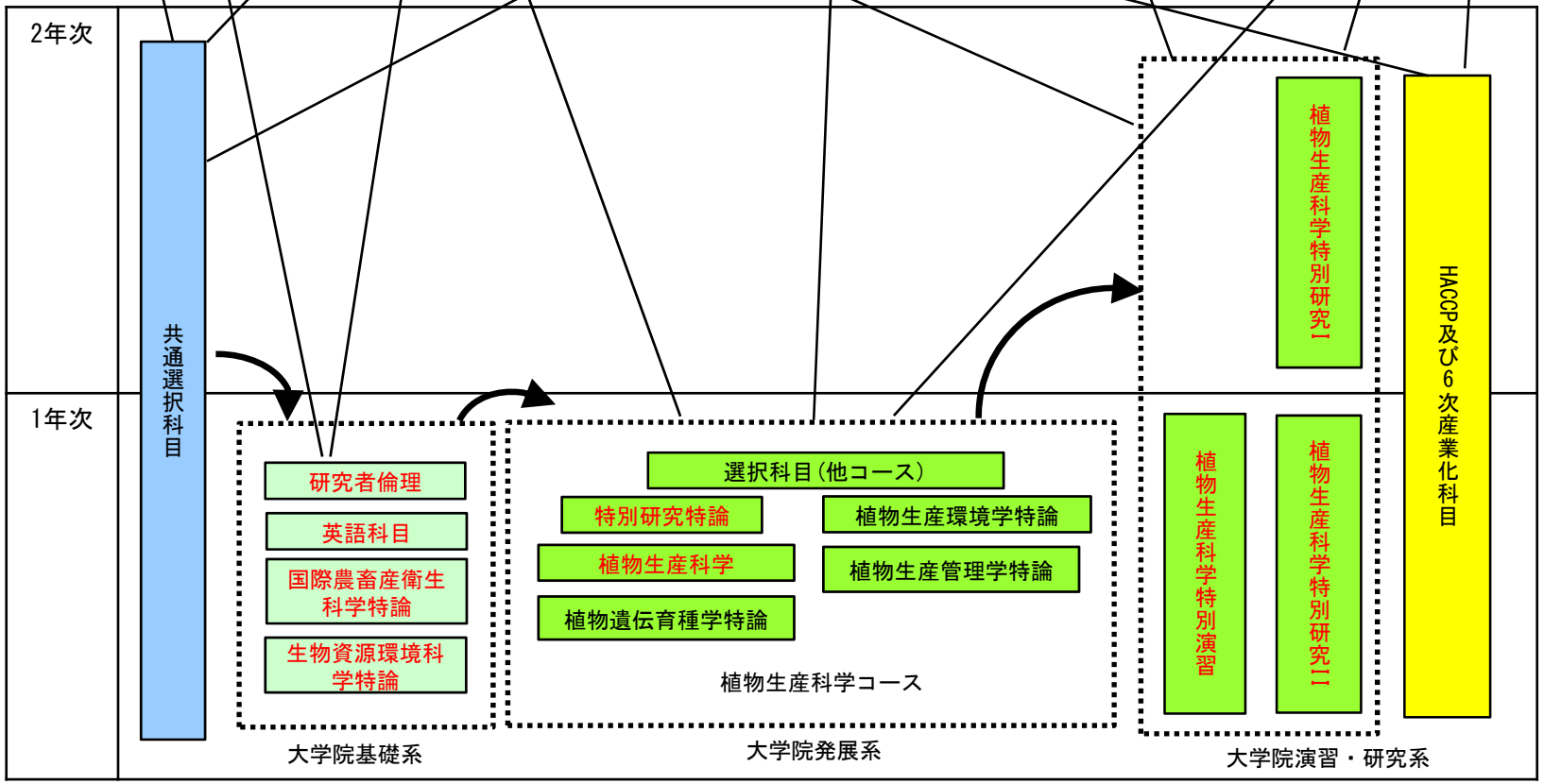

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士前期課程 動物医科学コース）

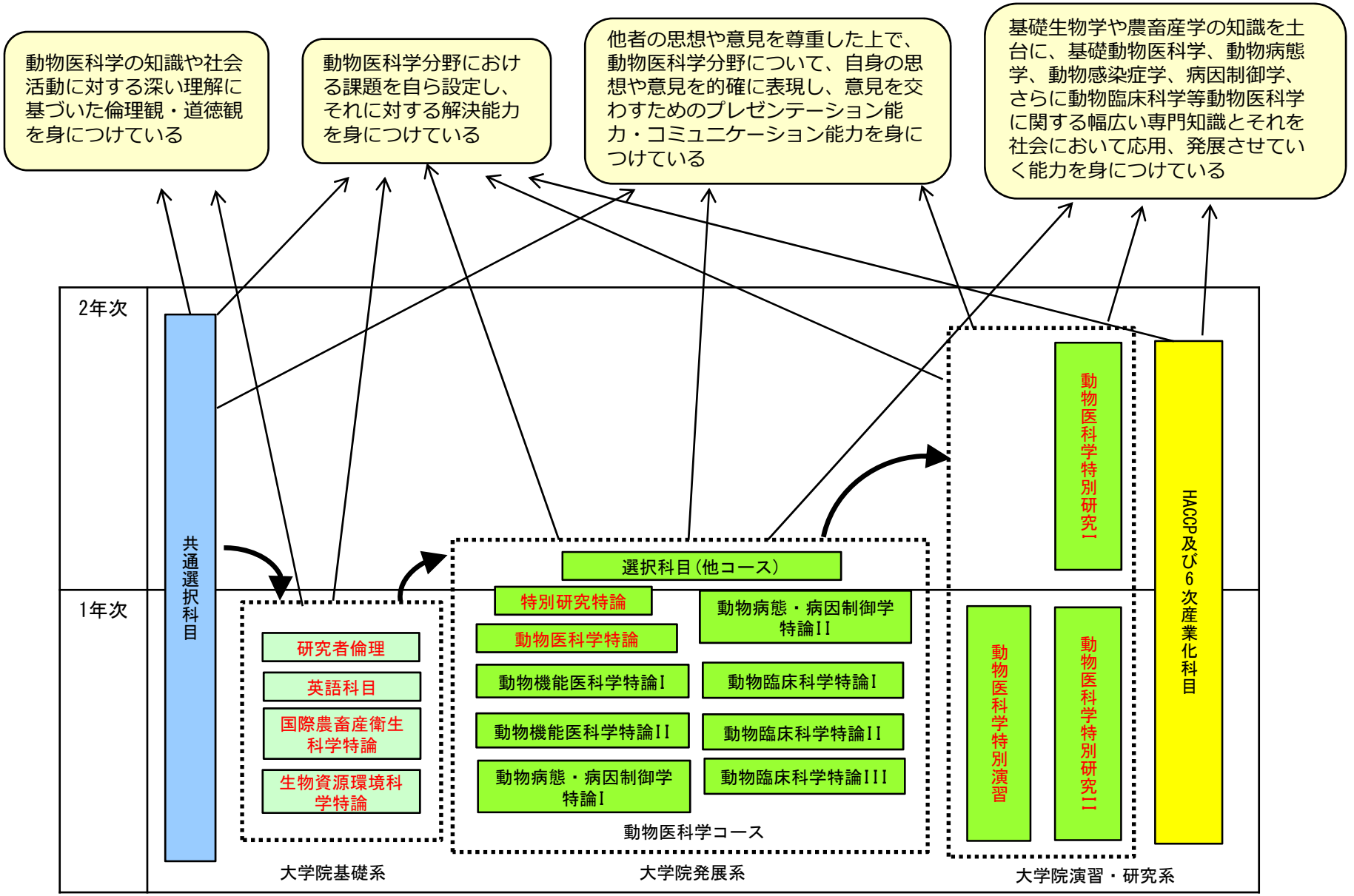

赤字：必修、黒字：選択

資料9　授業科目一覧／畜産科学専攻（博士前期課程）

共通必修科目

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
共通コア科目	国際農畜産衛生科学特論	2	8単位	農業
	生物資源環境科学特論	2		農業
	特別研究特論	2		
英語科目	English Communication for Science	2		

共通選択科目

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
HACCP科目	HACCPシステム構築演習	2	他コース科目を含め4単位まで	
	食品関連法規と食品製造・加工設備保全特論	2		
	食品検査学演習	2		
6次産業化科目	食品流通・地域産業活性化特論	2		
	企業戦略特論	2		
共通教養科目	環境法制度論	2		農業
	教育学特論	2		教職
	教育心理学特論	2		教職
	歴史と生命	2		
	体育と健康	2		
	「北海道文学」論	2		
	西洋環境文化論	2		
	外交と食料	2		農業
	知的財産制度論	2		
	教育統計と教育データ分析	2		教職
共通演習科目	海外フィールドワークⅠ	2		
	海外フィールドワークⅡ	4		
	国内フィールドワーク	2		
	アカデミックプレゼンテーション演習	2		
	コーポレートワーク演習	2		

動物医科学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	動物医科学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	動物医科学特別研究Ⅱ *1	4		
	動物医科学特論	2		農業
	動物医科学特別演習	4		農業
コース選択科目	動物機能医科学特論Ⅰ	2	4単位以上 *2	農業
	動物機能医科学特論Ⅱ	2		農業
	動物病態・病因制御学特論Ⅰ	2		農業
	動物病態・病因制御学特論Ⅱ	2		農業
	動物臨床科学特論 Ⅰ	2		農業
	動物臨床科学特論 Ⅱ	2		農業
	動物臨床科学特論 Ⅲ	2		農業

家畜生産科学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	家畜生産科学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	家畜生産科学特別研究Ⅱ *1	4		
	家畜生産科学特論	2		農業
	家畜生産科学特別演習	4		農業
コース選択科目	家畜育種繁殖学特論	2	4単位以上 *2	農業
	家畜管理栄養学特論	2		農業
	家畜生体機能学特論	2		農業

環境生態学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	環境生態学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	環境生態学特別研究Ⅱ *1	4		
	環境生態学特論	2		農業
	環境生態学特別演習	4		農業
コース選択科目	環境生命科学特論	2	4単位以上 *2	農業
	生態システム生命科学特論	2		農業
	保全生態リスク管理学特論	2		農業

食品科学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	食品科学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	食品科学特別研究Ⅱ *1	4		
	食品科学特論	2		農業
	食品科学特別演習	4		農業
コース選択科目	食品加工・利用学特論	2	4単位以上 *2	農業
	食品栄養化学特論	2		農業
	食品機能科学特論	2		農業

農業経済学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	農業経済学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	農業経済学特別研究Ⅱ *1	4		
	農業経済学特論	2		農業
	農業経済学特別演習	4		農業
コース選択科目	畜産経営学特論	2	4単位以上 *2	農業
	農業政策学特論	2		農業
	応用農業統計学特論	2		農業

農業環境工学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	農業環境工学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	農業環境工学特別研究Ⅱ *1	4		
	農業環境工学特論	2		農業
	農業環境工学特別演習	4		農業

コース選択科目	農業機械システム工学特論	2	4単位以上 *2	農業
	農業農村工学特論	2		農業
	農業環境物理学特論	2		農業

植物生産科学コース

区分	授業科目	単位	修了要件	専修免許状の科目区分
コース必修科目	植物生産科学特別研究Ⅰ	4	14単位	
	植物生産科学特別研究Ⅱ *1	4		
	植物生産科学特論	2		農業
	植物生産科学特別演習	4		農業
コース選択科目	植物遺伝育種学特論	2	4単位以上 *2	農業
	植物生産環境学特論	2		農業
	植物生産管理学特論	2		農業

*1 畜産衛生学位プログラム履修者は，畜産衛生課題研究で代替可
*2 畜産衛生学位プログラム履修者は，畜産衛生学位プログラムの選択科目で代替可

畜産衛生学位プログラム

区分	授業科目	単位	要件	専修免許状の科目区分
プログラム必修科目	畜産衛生学特論	2	4単位	
	食品衛生・有害物質特論	2		
プログラム選択必修科目	畜産衛生課題研究	4	4単位	
	各コースの特別研究Ⅱ	4		
プログラム選択科目	HACCPシステム構築演習	2	6単位以上	
	食品関連法規と食品製造・加工施設保全特論	2		
	食品検査学演習	2		
	食品流通・地域産業活性化特論	2		
	企業戦略特論	2		

教職専修プログラム

区分	授業科目	単位	要件	専修免許状の科目区分
プログラム必修科目	教育学特論	2	6単位	教職
	教育心理学特論	2		教職
	教育統計と教育データ分析	2		教職
	国際農畜産衛生科学特論	2		農業
	生物資源環境科学特論	2		農業
	動物医科学特論	2		農業
	動物機能医科学特論Ⅰ	2		農業
	動物病態・病因制御学特論Ⅰ	2		農業
	動物病態・病因制御学特論Ⅱ	2		農業
	動物臨床科学特論 Ⅱ	2		農業
	動物臨床科学特論 Ⅲ	2		農業
	家畜生産科学特論	2		農業
	家畜生産科学特別演習	4		農業
	家畜育種繁殖学特論	2		農業
	家畜管理栄養学特論	2		農業
	家畜生体機能学特論	2		農業
	環境生態学特論	2		農業
	環境生態学特別演習	4		農業
	環境生命科学特論	2		農業

プログラム 選択科目	生態システム生命科学特論	2	18単位まで	農業
	保全生態リスク管理学特論	2		農業
	食品科学特論	2		農業
	食品科学特別演習	4		農業
	食品加工・利用学特論	2		農業
	食品栄養化学特論	2		農業
	食品機能科学特論	2		農業
	農業経済学特論	2		農業
	農業経済学特別演習	4		農業
	畜産経営学特論	2		農業
	農業政策学特論	2		農業
	応用農業統計学特論	2		農業
	農業環境工学特論	2		農業
	農業環境工学特別演習	4		農業
	農業機械システム工学特論	2		農業
	農業農村工学特論	2		農業
	農業環境物理学特論	2		農業
	植物生産科学特論	2		農業
	植物生産科学特別演習	4		農業
	植物遺伝育種学特論	2		農業
	植物生産環境学特論	2		農業
	植物生産管理学特論	2		農業

博士進学プログラム

区分	授業科目	単位	要件	専修免許状の科目区分
プログラム 必修科目	所属コースの特別研究Ⅱ *3	4	14単位 *4	
	English Communication for Science	2		
	所属コースのコース選択科目3科目	6		農業
	アカデミックプレゼンテーション演習	2		

*3 畜産衛生プログラムを選択している場合でも必ず修得すること

*4 プログラム・コンプリートの要件は，プログラム必修科目すべてについて「A−」以上の成績で修得すること

資料10　カリキュラム・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

【専攻共通のカリキュラム・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科獣医学専攻博士課程及び畜産科学専攻博士後期課程ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能等を修得させるために、以下の点に配慮して教育を行います。

（1）研究者としての高度な倫理観の養成

e-ラーニングやアクティブラーニングを用いた、高度な倫理観を養成する科目を配置します。

（2）リーダーシップの養成

・社会ニーズに対応できる実践力とリーダーシップを有する教育者・研究者を育成するために、高度な知識と技術を習得し、全体を統括できる能力を習得させる科目を配置します。

・優れた教育者・研究者になるために教育・研究スキルを実践的に修得できる科目を配置します。

（3）国際通用力の養成

・海外での活動を見据え、英語によるプレゼンテーション能力や、ディベート能力及び論文作成能力を高める科目を配置します。

・最先端の研究能力を修得するため、海外の大学との協力体制による研究インターンシップやフィールドワーク等の国際通用力を養成する科目を配置します。

（4）博士人材としての総合研究力の養成

獣医・農畜産融合の視点から、幅広く専門性の高い知識を分野横断的に修得するために共通科目を配置するとともに他専攻科目を選択科目として配置します。さらに地球規模課題の解決を目的として、国際水準の先端的な研究能力を修得するための科目を配置します。

（畜産衛生PG）畜産生産現場から食卓における衛生に主眼を置いた畜産衛生学に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。

【専攻別のカリキュラム・ポリシー】

獣医学専攻	畜産科学専攻
上記（1）～（4）の専攻共通のカリキュラム・ポリシーに加え、下記のとおり各コースにおける高度な専門性を修得するための科目を配置しています。	
（5）国際的に活躍・貢献できる研究者の育成を目指し、獣医科学及び関連分野の先端的な専門知識と高度な専門技術を習得させるため、教育の中心となる「専攻コア科目」を必須科目として配置し、高度な専門的知識を修得する科目を用意します。	（5）家畜の生体機能と生産・管理に関して、動物福祉や環境保全などの視点も取り入れた生命科学から生産科学までの広範かつ先端の知識と技術を学ぶための科目を配置します。
（6）食品安全マネジメントシステムや国内外における農畜産物の安全監視に関する高度な専門知識と獣医療・動物医科学の優れた分析技術や家畜管理技術を生かし、食の安全や動物とヒトの健康に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します	（6）成熟化した国際社会における動物福祉や環境保全を踏まえ、自然環境の構成員（野生動物、昆虫、植物）の役割・機能、相互作用及び生態系保全の両立に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。 （7）農畜産物を原料とした食品の製造・加工及びこれらの機能性・安全性に関して、分子レベルから工業生産レベルまでの広範かつ世界最先端の知見と技術を学ぶための授業科目を配置します。 （8）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源を活用し、持続可能な物質循環や地域資源を踏まえ、植物の生理、生態、遺伝や土壌に関する高度な知識をもとにした植物生産の量的・質的向上に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。 （9）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源を活用し、持続可能な物質循環や地域資源を踏まえ、食料生産に関わる経済学や経営学に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。 （10）わが国の食料基地と位置づけられる北海道十勝地域の資源を活用し、持続可能な物質循環や地域資源を踏まえ、機械的・生物学的手法や土木技術手法による食料生産環境の改善に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。 （11）伴侶動物、産業動物、実験動物、野生動物といった様々な動物を対象として、基礎、病態、感染症、病因制御、動物臨床科学等一連の動物医科学に関する世界最先端の知識と技術を修得させる授業科目を配置します。

カリキュラムフローチャート（博士後期課程　畜産科学専攻）

家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学、畜産衛生学、動物医科学の農畜産学分野における最新の知識と技術と生命現象や社会活動に対する深い理解に基づいた倫理観を身につけている

家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学の各分野において国際水準の先端的研究ができる能力を身につけている

家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学分野における専門性について、思考・判断の過程を説明するために国際通用性のあるプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身につけている

家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学分野における高度な知識と技術を身につけ、獣医学分野、農畜産学分野及びその学際的分野に関する国際的な視野を持って、農畜産業のグローバル化に伴う多様な社会ニーズに対応できる実践力とリーダーシップを発揮し、国際水準の先端的な研究能力を身につけている

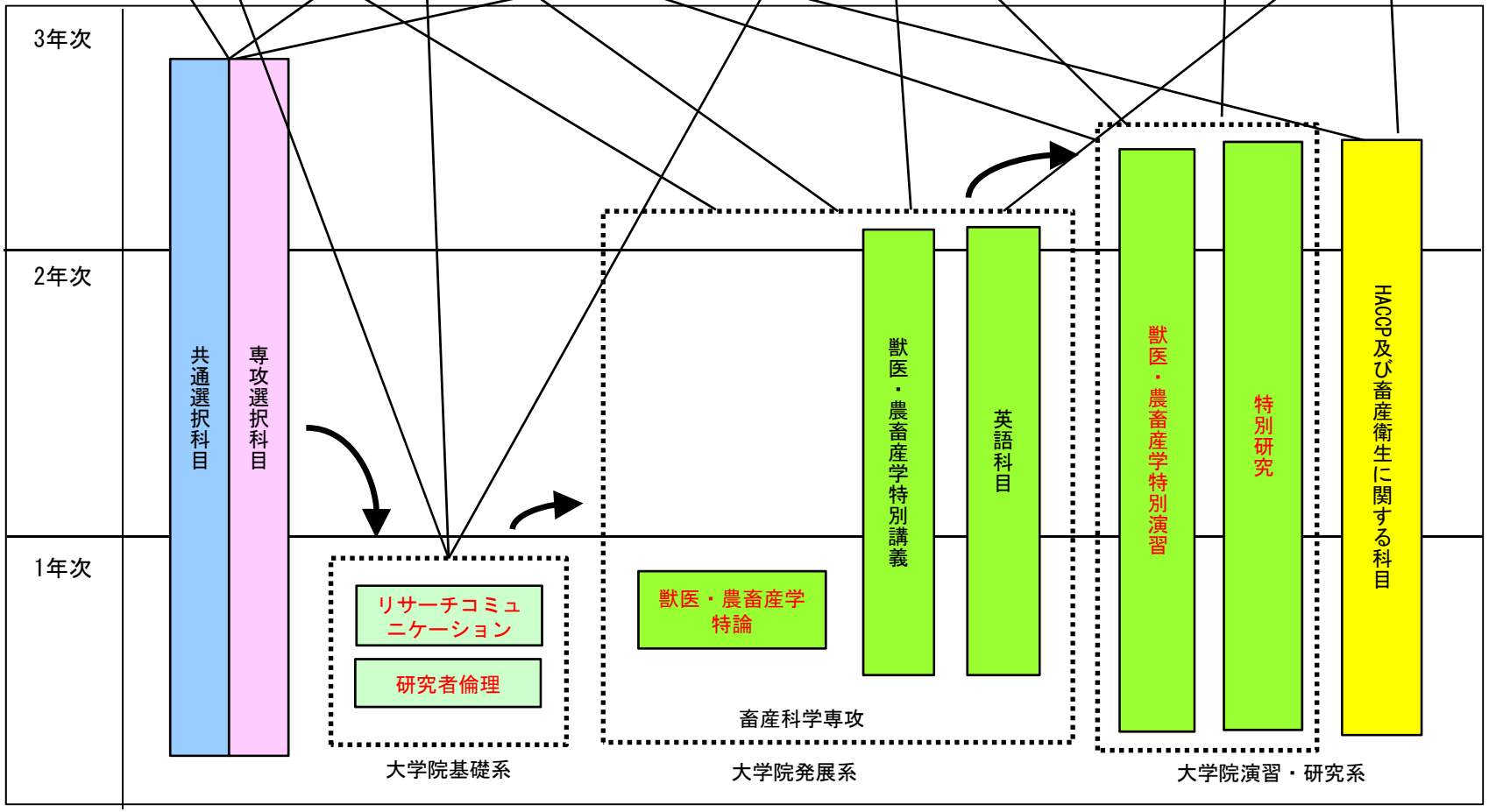

赤字：必修、黒字：選択

カリキュラムフローチャート（博士後期課程 獣医学専攻）

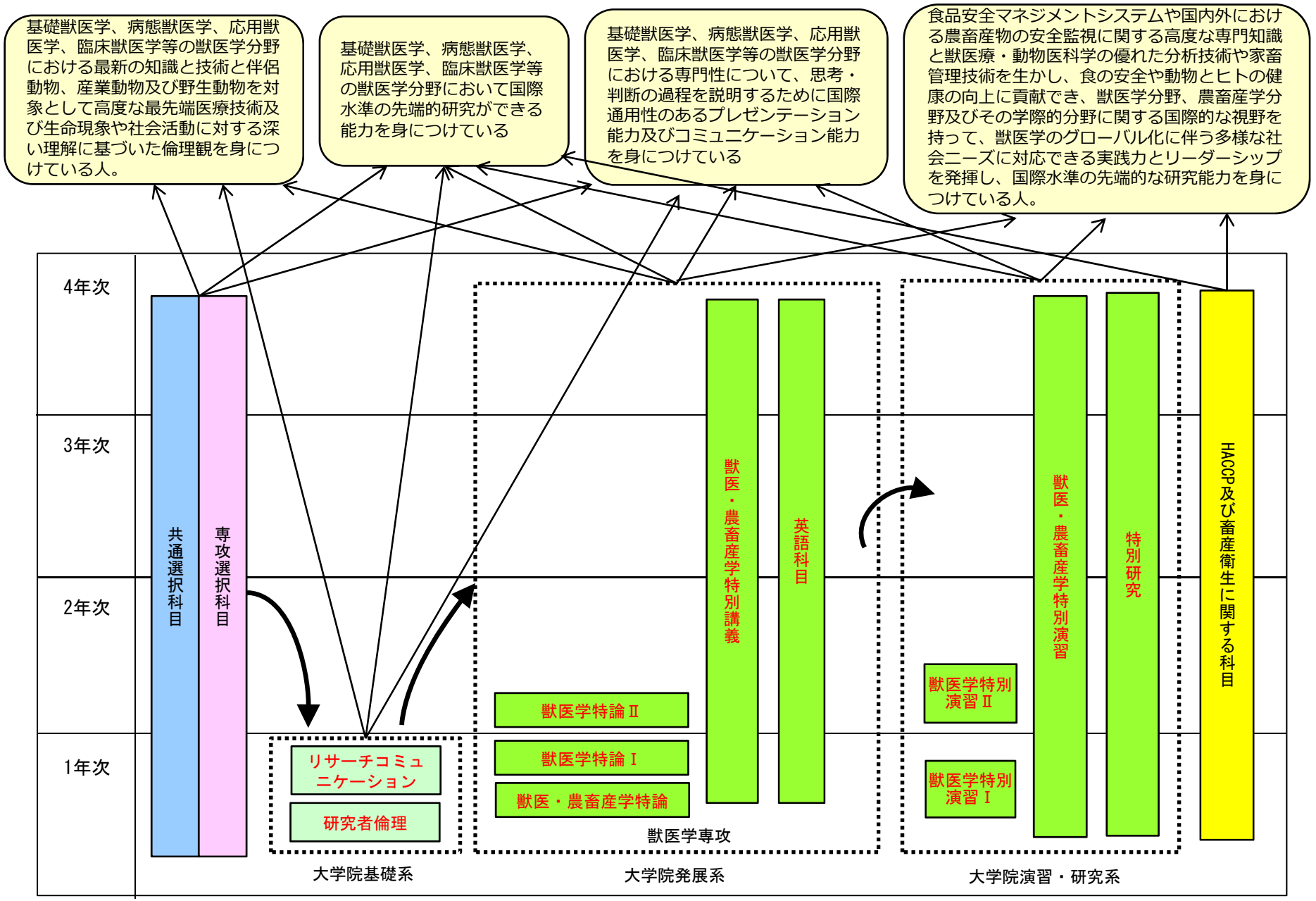

赤字：必修、黒字：選択

資料11　授業科目一覧／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

共通必修科目

区分	授業科目	単位	修了要件	備考
共通コア科目	リサーチコミュニケーション	1	9単位	
	獣医・農畜産学特論	1		
	獣医・農畜産学特別演習	1		
	特別研究	6		

共通選択科目

区分	授業科目	単位	修了要件	備考
共通科目	国内リサーチ演習	1	畜産科学専攻：専攻選択科目を含めて3単位 獣医学専攻：専攻選択科目を含めて12単位	
	海外リサーチ演習	1		
	国内フィールドワーク演習	1		
	海外フィールドワーク演習	1		
	リサーチプロポーザル演習	1		
	リサーチデータ解析演習	1		
	リサーチプレゼンテーション演習	1		
	リサーチペーパーライティング演習	1		
	リサーチマネジメント演習	1		
	アカデミックレクチャー演習	1		
	アカデミックティーチング演習	1		
	社会人特別演習	1		
HACCP科目	食品安全マネジメント・内部監査演習	2		内部監査員資格科目

獣医学専攻

区分	授業科目	単位	修了要件	備考
専攻必修科目	獣医・農畜産学特別講義	1	9単位	
	獣医学特論Ⅰ	2		
	獣医学特論Ⅱ	2		
	獣医学特別演習Ⅰ	1		
	獣医学特別演習Ⅱ	1		
	English Communication for Science	2		英語能力によるクラス分けを行う
専攻選択科目	基礎獣医学特論	2	研究科共通科目を含めて12単位	
	基礎獣医学特別演習Ⅰ	2		
	基礎獣医学特別演習Ⅱ	2		
	臨床獣医学特論	2		
	臨床獣医学特別演習Ⅰ	2		
	臨床獣医学特別演習Ⅱ	2		
	応用獣医学特論	2		
	応用獣医学特別演習Ⅰ	2		
	応用獣医学特別演習Ⅱ	2		

	動物医療センター特別演習	1		3つの特別演習科目をそれぞれ3年に一度，順に開講する
	動物・食品検査診断センター特別演習	1		
	原虫病研究センター特別演習	1		

畜産科学専攻

区分	授業科目	単位	修了要件	備考
専攻選択科目	English Communication for Science	2	研究科共通科目を含めて3単位	英語能力によるクラス分けを行う
	獣医・農畜産学特別講義	1		

畜産衛生学位プログラム

区分	授業科目	単位	要件	専修免許状の科目区分
プログラム必修科目	獣医・農畜産学特別講義	1	1単位	
プログラム選択科目	食品安全マネジメント・内部監査演習	2	6単位以上	内部監査員資格科目
	家畜疫学特論	2		
	家畜衛生学特論	2		
	衛生経済学特論	2		
	国際衛生制度特論	2		

資料12　教員所属組織（研究域）と及び学部・大学院の関係

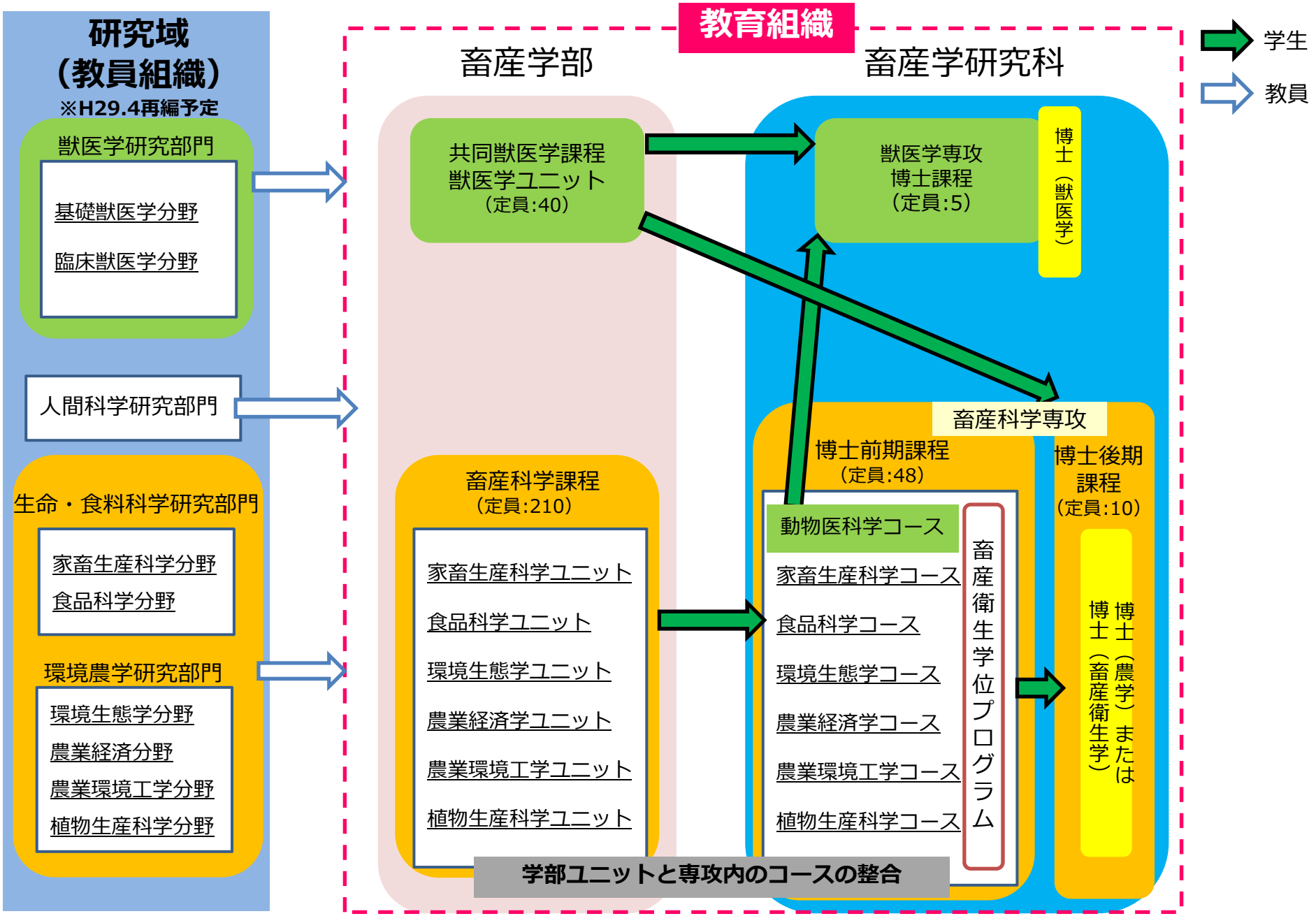

【動物医科学コース】医療関連企業への就職を目指すモデル

獣医師養成以外の学士課程を卒業した学生を受け入れ、基礎生物学や農畜産学の知識を基に、基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、さらに動物臨床科学に関する知識を提供し、動物に関する様々な知識を社会に還元できる高度専門職業人を目指します。

＜履修モデル：医療関連企業への就職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

動物医科学の基礎知識を習得するとともに，医療機器関連の知識や知的財産に関する知識を学び，医療関連企業に就職して動物医療に関わりたい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・動物医科学に関する基礎知識
・動物の発生学および形態機能学的特徴に関する知識
・動物の疾病および診断・治療に関する知識
・知的財産制度に関する知識を基にしたマネージメント能力
・社会通用性のある表現力・コミュニケーション能力

目指す進路

・医療関連機器の開発・製造・販売を行う企業への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（２）					
選択科目	共通				アカデミックプレゼンテーション演習（２）				
		知的財産制度論（２）							
	他コース								
動物医科学コース	必修科目	動物医科学特論（２）							
	コース	動物医科学特別演習（4）							
		動物医科学特別研究Ⅰ（4）				動物医科学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		動物機能医科学特論Ⅰ（２）	動物機能医科学特論Ⅱ（２）					
			動物臨床科学特論Ⅰ（２）	動物臨床科学特論Ⅱ（２）	動物臨床科学特論Ⅲ（２）				

【家畜生産科学コース】

家畜をはじめとする動物の生体機能、育種、繁殖、栄養、管理等に関する広範かつ体系的な知識や技術を身につけ、畜産・生命科学分野の様々な問題に柔軟に対応できる高度専門職業人、または畜産・生命科学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：動物の飼育現場への就職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

動物飼育に必要な知識・技術を身につけるとともに，動物の生態・機能に関する知識も学び，飼育のスペシャリストとして，動物の飼育現場

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・家畜生産科学に関する基礎知識
・動物の管理・栄養・繁殖に関する専門知識
・動物の健康管理に必要な動物の生体機能システムの基礎知識

目指す進路

・動物園，サファリパーク等への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（2）					
選択科目	共通				コーポレートワーク演習（2）				
	他コース			生態システム生命科学特論（2）					
				動物機能医科学特論Ⅱ（2）					
家畜生産科学コース	必修科目	家畜生産科学特論（2）	家畜生産科学特別演習（4）						
			家畜生産科学特別研究Ⅰ（4）			家畜生産科学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース			家畜管理栄養学特論（2）					
					家畜生体機能学特論（2）				

【環境生態学コース】

農畜産環境とそれを取り巻く自然環境に関する広範かつ体系的な知識を身につけ、環境の保全・管理・利用に関する様々な問題に柔軟に対応できる高度専門職業人、または環境生態学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：環境生態学を研究する研究職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

生物の保全生態学や行動生態学を専門的に学ぶとともに，動物の形態機能学的特徴を理解し人間と野生生物の共生に寄与する研究者として活躍したい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・環境生態学に関する基礎知識
・生物の生態システムの理解と環境保全・リスク管理に関する専門知識
・動物の形態機能学的特徴に関する基礎知識
・国際通用性のある表現力・コミュニケーション能力

目指す進路

・環境生態学を研究する博士課程への進学

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（2）					
選択科目	共通		国内フィールドワーク（2）	環境法制度論（2）	アカデミックプレゼンテーション演習（2）				
	他コース								
環境生態学コース	必修科目コース	環境生態学特論（2）	環境生態学特別演習（4）						
			環境生態学特別研究Ⅰ（4）			環境生態学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		保全生態リスク管理学特論（2）						
				生態システム生命科学特論（2）					
					環境生命科学特論（2）				

【食品科学コース】

農畜産物を原料とした食品の製造・加工及びその機能性・安全性に関する広範かつ最新の知見や技術を提供するとともに、演習や研究活動を通した専門教育を行うことにより、食品業界をはじめとしてバイオ産業においても活躍できる高度専門職業人、または食品科学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：食品の機能性に着目した製品の開発を行う企業への就職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

食品の持つ機能性について深く学ぶとともに，動物の生体機能と疾病に関する基礎知識を身に付け，栄養素の特性を活かした食品や医薬品の開発に携わりたい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・食品科学に関する基礎知識
・食品の栄養・機能に関する専門知識
・動物の生体機能システムと疾病に関する基礎知識
・知的財産制度に関する基礎知識

目指す進路

・健康機能食品の開発・研究を行う部門を持つ企業の研究職への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（２）					
選択科目	共通	知的財産制度論（２）			アカデミックプレゼンテーション演習（２）				
	他コース			動物機能医科学特論Ⅱ（２）					
食品科学コース	必修科目コース	食品科学特論（２）	食品科学特別演習（4）						
		食品科学特別研究Ⅰ（4）				食品科学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		食品加工・利用学特論（２）						
				食品栄養化学特論（２）					
					食品機能科学特論（２）				

【農業経済学コース】

農業経済を中心とする社会科学的視点から俯瞰できるような専門教育を行うことにより、フードシステムにおける特定課題の解決に向けた実践的方策を提示することができる高度専門職業人、または農業経済学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：農業経営戦略を担う農業関連団体等への就職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標
食料生産から流通・販売そして消費に至る，一連の流れを考察する力を身に付けるとともに，企業戦略や地域経済の現状を学び，地域の農業経営の安定化・発展に寄与したい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力
・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・農業経済に関する基礎知識
・農業政策や農業経営に関する専門知識
・食品流通および地域経済に関する知識
・企業戦略に関する知識と戦略を立案する能力

目指す進路
・農業関連団体もしくは大規模農業法人など，地域の農業戦略に大きな影響を持つ法人等への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（2）					
選択科目	共通		食品流通・地域産業活性化特論（2）						
				企業戦略特論（2）					
					コーポレートワーク演習（2）				
	他コース								
農業経済学コース	必修科目コース	農業経済学特論（2）	農業経済学特別演習（4）						
			農業経済学特別研究Ⅰ（4）			農業経済学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		応用農業統計学特論（2）						
				畜産経営学特論（2）					
					農業政策学特論（2）				

【農業環境工学コース】

農業環境工学の理論と実践に基づく先進的な農業生産技術と環境保全を両立させるための技術体系に関する専門教育を行うことにより、農業農村工学分野や農業機械システム学分野で活躍できる高度職業専門人、または農業農村工学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：農業高校の教員を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標
農産物の品質向上とコスト低減，バイオマス資源の利用技術等を学び次世代につなぐための知識と技術を身に付けることで，農業後継者の育成に寄与したい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力
・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・農業環境工学に関する基礎知識
・農業システム工学および農地工学に関する専門知識
・教育を行うための専門的なスキルと資格
・教育現場における対応能力

目指す進路
・グローバル化に対応した，地域農業を担う後継者を育成する農業高校への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication for Science（2）					
		教育学特論（2）		教育心理学特論（2）					
選択科目	共通			教育統計と教育データ分析（2）					
	他コース			畜産経営学特論（2）					
動物医科学コース	必修科目コース	農業環境工学特論（2）	農業環境工学特別演習（4）						
		農業環境工学特別研究Ⅰ（4）				農業環境工学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		農業農村工学特論（2）						
				農業環境物理学特論（2）					
					農業機械システム工学特論（2）				

【植物生産科学コース】

作物生産を支える土壌管理から畑作物と飼料作物の育種と栽培、病害虫管理及び草地利用までについて、ラボワークでの基礎からフィールドワークでの実証に至る専門教育を行うことにより、農畜産業の基盤づくりを担える高度専門職業人、または植物生産科学分野の課題について研究できる基礎的な能力を身に付けた研究者を目指します。

＜履修モデル：新たな品種開発等を行う研究職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標
作物の育種・栽培技術を深く学ぶとともに，食品衛生や知的財産に関する知識を学び，作物の品種改良や新たな品種の開発に携わりたい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力
- 農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
- 植物生産学に関する基礎知識
- 作物の育種・栽培・遺伝に関する専門知識
- 食品衛生および有害物質に関する基礎知識
- 知的財産制度に関する基礎知識

目指す進路
- 農業試験場や農業研究センター等，品種改良に関わる法人等の研究職への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
					特別研究特論（2）				
				English Communication For Science（２）					
選択科目	共通	知的財産制度論（２）	国内フィールドワーク（２）		アカデミックプレゼンテーション演習（２）				
					食品検査学演習（２）				
	他コース								
植物生産科学コース	必修科目コース	植物生産科学特論（２）	植物生産科学特別演習（4）						
			植物生産科学特別研究Ⅰ（4）			植物生産科学特別研究Ⅱ（4）			
	選択コース		植物生産管理学特論（２）						
				植物遺伝育種学特論（２）					
					植物生産環境学特論（２）				

資料13　履修モデル／畜産科学専攻（博士前期課程）

【畜産衛生学位プログラム】

畜産物をはじめとする食品の安全衛生に関する国際基準での食品安全マネジメントに関する高度かつ総合的な知識と技術を有し、優れた実践力及び応用力を身につけた高度専門職業人を目指します。

＜履修モデル：食品科学コースの学生が，食品安全マネージメントプログラムの専門家として食品関連企業への就職を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

食品衛生に関する知識・技術を修得して，生産工程の改善や海外事業を見据えた企業戦略の企画など，食品安全マネージメントプログラムのスペシャリストとして食品関連企業で活躍したい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における幅広い知識
・食品安全マネージメントに関する知識・技術
・実践的な課題設定・解決能力
・社会通用性のある表現力・コミュニケーション能力

目指す進路

・グローバル展開も視野に入れた，食品の製造・販売を行う大手企業への就職

		博士前期１年				博士前期２年			
共通コア科目		国際農畜産衛生科学特論（2）							
		生物資源環境科学特論（2）							
		特別研究特論（2）							
				English Communication For Science（２）					
選択科目	共通	外交と食料（２）		コーポレートワーク演習（2）					
	他コース								
食品科学コース	必修科目 コース	食品科学特論（2）		食品科学特別演習（4）					
		食品科学特別研究Ⅰ（4）							
	コース選択								
畜産衛生学位プログラム	プログラム必修	畜産衛生学特論（2）							
			食品衛生・有害物質特論（2）			畜産衛生課題研究（4）			
	プログラム選択必修								
	プログラム選択		ＨＡＣＣＰシステム構築演習（２）						
			食品流通・地域産業活性化特論（２）	企業戦略特論（２）					
					食品検査学演習（２）				

【獣医学専攻】

基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学等の獣医学分野における最新の知識と技術と伴侶動物、産業動物及び野生動物を対象として高度な最先端医療技術及び生命現象や社会活動に対する深い理解を身につけた、国際水準の先端的な研究者を目指します。

＜履修モデル：国際的に活躍できる獣医師を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

獣医学及び農畜産学との学際領域の知識を身につけるとともに，国際通用生のあるコミュニケーション能力を身につけ，獣医師としてグローバルに活躍したい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における最新の知識
・動物医科学分野の幅広い専門知識
・獣医療・動物医科学の優れた分析技術や家畜管理技術
・国際通用生のあるプレゼンテーション能力とコミュニ

目指す進路

・国際学術研究センター等の国際機関への就職

		博士後期１年	博士後期２年	博士後期３年	博士後期３年
共通コア科目		獣医・農畜産学特論（１）			
		リサーチコミュニケーション（１）			
		特別研究（６）			
		獣医・農畜産学特別演習（１）			
共通選択科目		リサーチデータ解析演習（１）			
				海外フィールドワーク演習（１）	
				海外リサーチ演習（１）	
					リサーチプレゼンテーション演習（１）
獣医学専攻	専攻必修科目		English Communication For Science		
		獣医・農畜産学特別講義（１）			
		獣医学特論Ⅰ（２）	獣医学特論Ⅱ（２）		
		獣医学特別演習Ⅰ（１）	獣医学特別演習Ⅱ（１）		
	専攻選択科目	基礎獣医学特論（２）			
		基礎獣医学特別演習Ⅰ（２）	基礎獣医学特別演習Ⅱ（２）		
			臨床獣医学特論（２）		
			臨床獣医学特別演習Ⅰ（２）	臨床獣医学特別演習Ⅱ（２）	
		動物医療センター特別演習（２）	動物・食品検査診断センター特別演習（２）		

【畜産科学専攻】

家畜生産科学、環境生態学、食品科学、農業経済学、農業環境工学、植物生産科学、畜産衛生学、動物医科学の農畜産学分野における最新の知識と技術を駆使した先端研究を担う能力を身につけた、国際水準の先端的な研究者を目指します。

＜履修モデル：農学分野の大学教員を目指す場合＞

APに基づく意欲と目標

農学・畜産学に関する最新の知識と技術を身につけるとともに，高い教育力及び研究力を実践的に身につけたい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における最新の知識
・獣医・農畜産学融合の視点から新規性及び独創性の高い先端的研究ができる能力
・高いプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力

目指す進路

・農学分野の大学教員

		博士後期１年				博士後期２年				博士後期３年			
共通コア科目		獣医・農畜産学特論（１）											
			リサーチコミュニケーション（１）										
		特別研究（６）											
		獣医・農畜産学特別演習（１）											
共通選択科目			リサーチデータ解析演習（１）										
				アカデミックミーティング演習（１）									
					リサーチプレゼンテーション演習（１）								
							アカデミックレクチャー演習（１）						
								リサーチペーパーライティング演習（１）					
畜産専攻科	専攻科目選択			English Communication For Science（２）									
		獣医・農畜産学特別講義（１）											

【畜産衛生学位プログラム】

畜産衛生学に関する幅広い知識を有し、優れた問題解決ができる能力を身につけた、「食の安全確保」を担う国際的な研究者を目指します。

<履修モデル：食品関連企業に所属する社会人学生が，グローバル展開を図るための研究力・開発力を身に付けることを目指す場合>

APに基づく意欲と目標

国際水準の知識と研究力を身につけるとともに，食品安全マネージメントプログラムの専門知識を学び，自社のグローバル展開においてリーダー的な役割を担いたい

CPやDPに基づき獲得する知識・能力

・農畜産学・獣医学の融合領域における最新の知識
・リーダーシップを発揮し，全体を統括できる能力
・国際通用性のあるプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力

目指す進路

・国際的な食品衛生の現状と課題をふまえた製品開発やグローバル展開の計画立案

		博士後期１年				博士後期２年				博士後期３年			
共通コア科目		獣医・農畜産学特論（１）											
							リサーチコミュニケーション（１）						
		特別研究（６）											
		獣医・農畜産学特別演習（１）											
共通選択科目			リサーチデータ解析演習（１）										
					リサーチプレゼンテーション演習（１）								
							国内フィールドワーク演習（１）						
								社会人特別演習（１）					
畜産科学専攻	専攻選択科目			English Communication For Science（２）									
学位プログラム 畜産衛生	プログラム必修科目	獣医・農畜産学特別講義（１）											
	選択科目 プログラム		衛生経済学特論（２）										
				国際衛生制度特論（２）									
							食品安全マネジメント・内部監査演習（２）						
	博士前期科目		ＨＡＣＣＰシステム構築演習（２）										

帯広畜産大学大学院畜産学研究科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質の修得状況、カリキュラム・ポリシーに則した学修状況について、以下の３つの審査方法により評価を行います。

１．単位審査

各科目の単位取得に係る学修の成果は、以下について審査します。

・授業への出席 やレポート・課題の提出など、各科目で必要とする学修が行われたか

・各科目で設定された、学修到達目標が達成されたか

２．進級審査

学生の進級に係る学修の成果は、以下について審査します。

・進級試験において、カリキュラム・ポリシーに従い学修が進んでいると確認されたか

・進捗状況審査会または中間審査会において、研究の進捗状況が、各年次で達成すべき成果に到達していると確認されたか

３．修了審査

学生の修了に係る学修の成果は、以下について審査します。

・最終試験において、ディプロマ・ポリシーが達成されたと確認されたか

・学位論文審査会または課題研究審査会において、学位論文もしくは課題研究成果が、学位を得るべき内容であると確認されたか

各審査方法の実施時期等は下表のとおりです。

【畜産科学専攻博士前期課程】

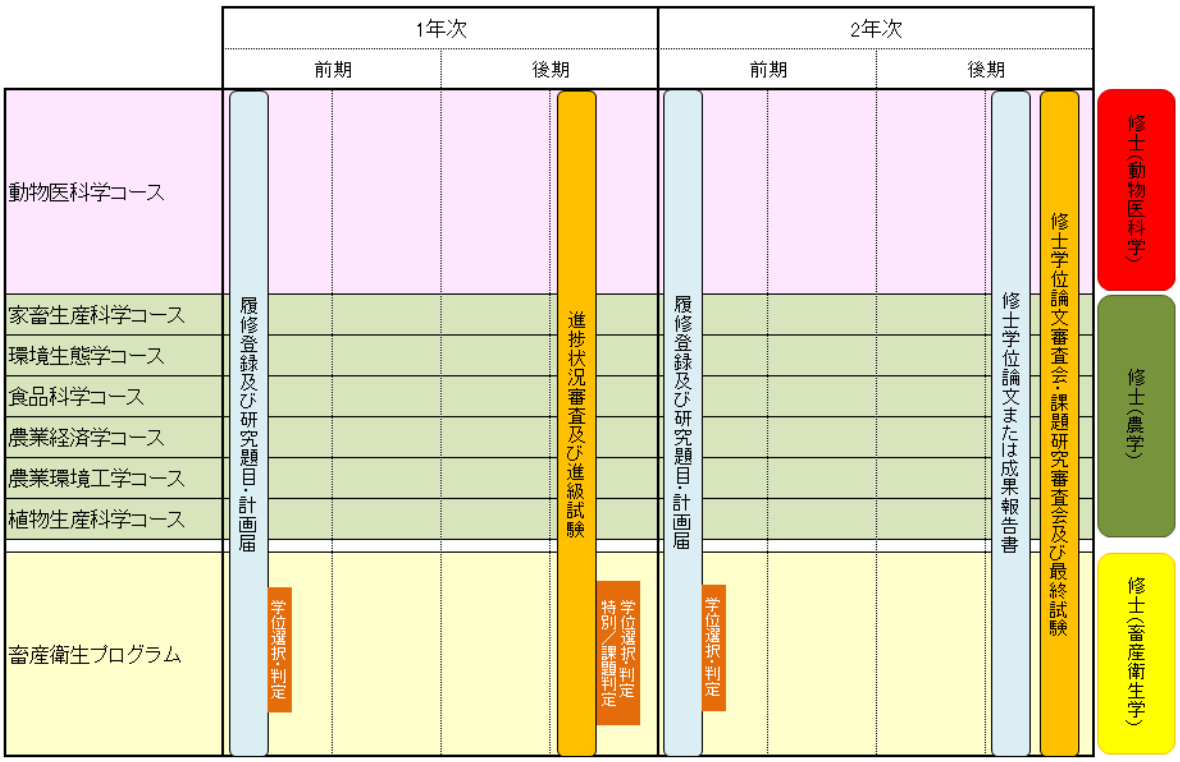

資料15　アセスメント・ポリシー

【獣医学専攻博士課程および畜産科学専攻博士後期課程】

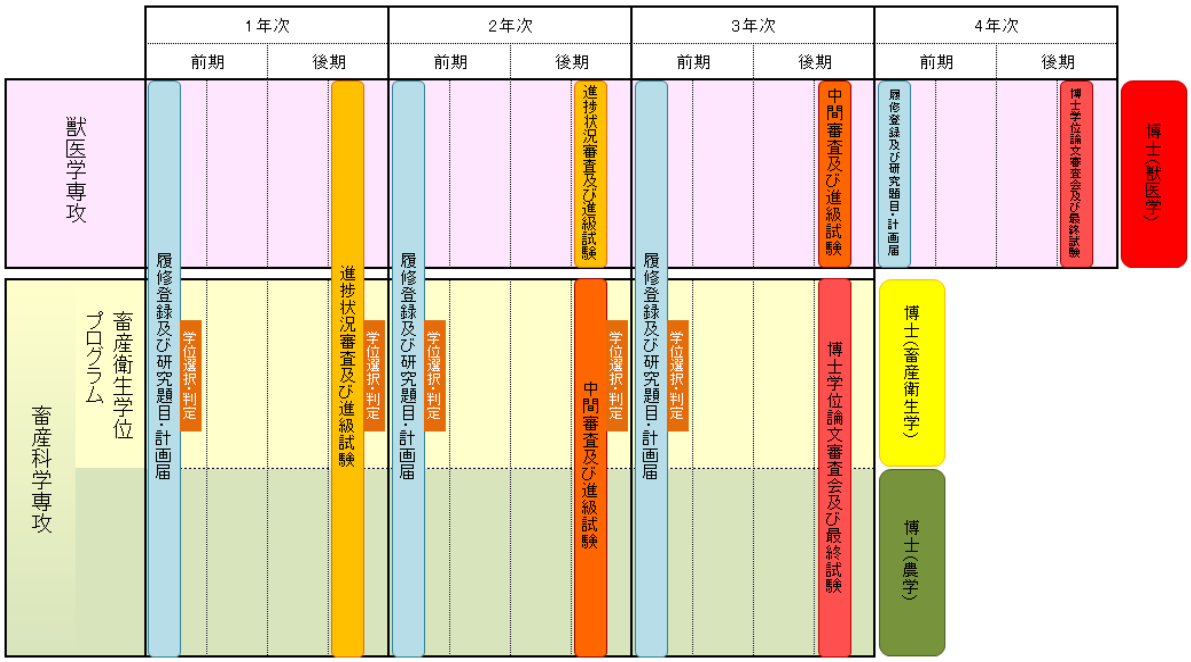

資料 16　研究活動の不正行為に関する取扱規程

○国立大学法人帯広畜産大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

（平成 19 年 3 月 15 日規程第 33 号）

改正　平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号　平成 25 年 3 月 15 日規程第 22 号

平成 27 年 3 月 19 日規程第 21 号　平成 27 年 7 月 15 日規程第 36 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は，国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動に係る不正行為に対して厳正に対処するため，必要な事項を定めることにより，本学の名誉と社会的信頼を大きく傷つけるのみならず，人々の科学への信頼を揺るがし，科学の発展を妨げ，社会に甚大な影響を及ぼす不正行為を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　研究者　役員及び職員（非常勤を含む。），学生，研究生，研究員，研修員等本学の施設及び設備を使用して研究を行う全ての者をいう。

⑵　不正行為　研究者が行う次に掲げる行為をいう。

イ　研究の申請，実施，報告又は審査における故意の捏造（存在しないデータ，研究結果等を作成することをいう。），改ざん（研究資料，機器又は研究過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真性でないものに加工すること。）又は盗用（他の研究者のアイディア，分析及び解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。）

ロ　イに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

⑶　競争的資金等　国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（学長の責務）

第 3 条　学長は，研究者の研究倫理を向上させる取組みを推進し，不正行為の防止に努めなければならない。

（研究倫理教育責任者）

第 4 条　本学に研究者に対する研究倫理教育を適切に実施するため，研究倫理教育責任者を置く。

2　研究倫理教育責任者は，学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

（研究者の責務）

資料 16　研究活動の不正行為に関する取扱規程

第 5 条　本学の研究者は，研究倫理の涵養及び保持に努めるとともに，研究活動に携わる者の行動指針（平成 19 年制定）を遵守し，不正行為を行ってはならない。

2　研究倫理教育の受講を求められた研究者は，長期出張，休職，休業など正当な理由がある場合を除き，受講しなければならない。

3　学長は，正当な理由なく前項の責務を果たさない研究者に対し，競争的資金等の申請及び使用を認めないこととすることができる。

第 5 条の 2　本学の研究者は，研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに，第三者による検証可能性を担保するため，実験・観察記録ノート，実験データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理し，開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。

2　前項に規定する資料等の保存に関し必要な事項は，学長が別に定める。

第 2 章　告発等の受付

(告発等の受付窓口)

第 6 条　本学における不正行為に関する学内外からの告発又は相談(以下「告発等」という。)の受付窓口(以下「受付窓口」という。)を総務課長及び総務課課長補佐とする。

2　学長が必要と認めたときは，前項に加えて第三者機関に受付窓口を設置することができる。

3　前項により受付窓口を設置したときは，適切な周知に努めるものとする。

4　受付窓口は，次に掲げる業務を行う。

(1)　不正行為に関する告発等の受付及び学長への報告

(2)　第 15 条第 1 項及び第 24 条第 1 項に規定する異議申立ての受付及び学長への報告

5　受付窓口以外の職員が告発等を受けた場合は，誠実に対応するよう努めるものとし，受付窓口にその内容を速やかに報告するものとする。

(告発等の受付)

第 7 条　不正行為の疑いがあると思料する者は，何人も受付窓口を通じて告発等を行うことができる。

2　告発等の方法は，受付窓口に対する文書，電子メール，電話，面談等によるものとする。

3　原則として告発は，顕名により行われ，不正行為を行ったとする研究者，研究グループ，不正行為の態様等，事案の内容が明示され，かつ，不正とする科学的合理的理由が示されていなければならない。

4　以下に掲げる場合は，当該内容に応じて学長の判断により，告発を受理した場合に準じて取り扱うことができる。

(1)　匿名によるなど，前項の定めを満たさない告発があった場合

(2)　報道や学会等の研究者コミュニティ等相当の信頼性のある外部機関より不正行為の疑いが指摘された場合

⑶　告発の意志を明示しない相談を受け，その内容を確認し，相当の理由があると認めた場合において，相談者に確認しても告発の意志表示がなされない場合

5　告発等の方法が，郵送，電子メール等，告発者又は相談者(以下「告発者等」という。)が受付されたか否かを知り得ない方法で行われた場合は，告発者等(匿名による者を除く。)に受け付けたことを通知するものとする。

6　他機関から告発等が回付された場合は，受付窓口において受け付けた告発等と同様に取り扱うものとする。

(告発等の処理従事者の範囲)

第８条　告発等の処理に従事する者は，自らが関係する事案の処理に関与することができない。

2　学長が前項に該当する場合は，理事が当該事案の処理を学長に代わって行うものとする。

(告発者等及び被告発者の取扱い)

第９条　告発等の受付に当たっては，告発等の内容や告発者等の秘密を守るため，個室での面談，電子メール及び電話等の内容を受付窓口以外の者が見聞できないように考慮する等適切な方法を講じなければならない。

2　学長は，告発者等，被告発者(被相談者を含む。以下この条及び次条において同じ。)，告発等の内容及び調査内容について，調査結果の公表まで告発者等及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう，関係者の秘密保持と情報管理を徹底するなど，適切な措置を講じなければならない。

3　学長は，調査事案が漏えいした場合は，告発者等及び被告発者の了解を得て，調査の状況にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし，告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は，当人の了解は不要とする。

4　前項の場合において，学長は，告発者等及び被告発者の職場環境が悪化することのないように，適切な措置を講じなければならない。また，本学の役員及び職員は，告発者等及び被告発者に対して，不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

5　学長は，悪意(被告発者を陥れるため，あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等，専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意志。以下同じ。)に基づく告発等を防止するため，調査の結果，悪意に基づく告発等であることが判明した場合は，告発者等の氏名の公表や懲戒処分，刑事告発等必要な措置を講ずることができる。

6　学長は，悪意に基づく告発等であることが判明しない限り，単に告発等を行ったことを理由に告発者等に対し，解雇，配置転換，懲戒処分，降格，減給等不利益な取扱いを行ってはならない。

7　学長は，相当な理由なしに，単に告発等がなされたことのみをもって，被告発者の研究活動を全面的に禁止したり，解雇，配置転換，懲戒処分，降格，減給等不利益な取扱いを行ってはならない。

（告発等の取扱い）

第 10 条　受付窓口は，受け付けた告発等を直ちに学長に報告しなければならない。

2　学長は，告発の報告を受けた場合は，直ちに関係する理事と告発を受理するかどうかの協議を行うものとする。

3　前項の協議の結果，当該告発について，本学以外の機関が調査を行うべきと判断した場合は，当該機関に当該告発を回付するとともに，その旨を告発者に通知するものとする。

4　第 2 項の協議の結果，告発を受理することとした場合は，学長は直ちに調査実施の手続きを行うものとする。

5　第 2 項の協議の結果，告発を受理しないこととした場合は，その旨理由を付して告発者に通知するものとする。

6　学長は，告発の意志を明示しない相談の報告を受けた場合は，直ちに当該相談を担当する理事を指名し，相談に応じさせるものとする。この場合において相談者に告発の意志がない場合でも，相談に応じた理事の報告によっては，学長の判断により告発を受理した場合に準じて取り扱うことができる。

7　不正行為が行われようとしている，あるいは不正行為を求められているという告発等については，学長は直ちに担当する理事を指名して内容の確認を行わせ，その結果を受けて，相当の理由があると認めたときは，被告発者に警告を行うものとする。

第 3 章　告発等に係る事案の調査

第 1 節　調査機関

（調査を行う機関）

第 11 条　不正行為の告発に係る調査の実施については，次により行うものとする。

⑴　本学に所属（どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）する研究者を被告発者とした不正行為の告発を受理した場合は，原則として本学が告発された事案の調査を行うものとする。

⑵　被告発者が本学以外の研究機関にも所属する場合は，原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた機関が中心となり，所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし，中心となる機関や調査に参加する機関については，事案の内容等を考慮して関係機関間において協議するものとする。

⑶　現に本学に所属する被告発者が，本学と異なる研究機関で行った研究に係る告発を受理した場合は，本学と当該研究が行われた研究機関とが合同で告発された事案の調査を行うものとする。

⑷　被告発者が既に本学に所属していない場合は，現に所属する研究機関が本学と合同で告発された事案の調査を行うものとする。被告発者が現在，どの研究機関にも所属していない場合において，告発された事案に係る研究を本学で行っていた場合は，本学が調査を行うものとする。

⑸　本学は，前各号において告発された事案の調査を行うこととなった場合，被告発者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず，誠実に調査を行う。

⑹　本学が必要と認めたときは，他の研究機関，当該事案に研究経費を配分していた本学以外の機関(以下「資金配分機関」という。)又は研究者コミュニティに，調査の委託又は協力を求めるものとする。

第 2 節　予備調査

(予備調査)

第 12 条　学長は，前条に基づき告発された事案の調査を本学において行うこととなった場合は，当該調査を担当する理事(以下「担当理事」という。)を指名し，速やかに予備調査を行わせるものとする。

2　担当理事は，次により予備調査を行うものとし，原則として告発を受理した日から 30 日以内に調査結果を学長に報告するものとする。ただし，30 日以内に調査結果を報告できない合理的な理由がある場合は，その理由及び報告予定日を学長に申し出て承認を得るものとする。

⑴　予備調査は，告発された行為が行われた可能性，告発の際示された科学的合理的理由の論理性，告発された研究の公表から告発までの期間が，生データ，実験又は観察ノート，実験試料又は試薬等研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性等に応じた合理的な保存期間を超えるか否か等告発内容の合理性，調査可能性等について調査を行うものとする。

⑵　告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は，取り下げに至った経緯及び事情を含め，不正行為の問題として調査すべきものか否かについて調査を行うものとする。

⑶　担当理事は，予備調査を行うに当たり，必要と認めるときは，自身を委員長とする予備調査委員会を設置することができる。

⑷　予備調査委員会の委員は，告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから，担当理事が指名する者で構成する。

⑸　予備調査委員会は，学長への調査結果の報告をもって解散する。

第 3 節　本調査

(本調査実施の決定)

第 13 条　学長は，予備調査結果の報告を踏まえ，速やかに本調査を行うか否かを決定するものとする。

2　学長は，本調査を行うことを決定した場合は，告発者及び被告発者に対し，本調査を行うことを通知し，調査への協力を求めるとともに，文部科学省に報告するものとする。この場合において，被告発者が本学以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関(以下「被告発者所属機関」という。)に，資金配分機関がある場合は当該機関にも通知するものとする。

3　学長は，本調査を行わないことを決定した場合は，その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合において，担当理事は予備調査に係る資料等について，告発者や資金配分機関の求めに応じ開示することができるよう保存しておくものとする。

4　本調査の実施に当たっては，告発者が了承したときを除き，調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮しなければならない。

5　本調査は，原則として実施を決定した日から 30 日以内に開始するものとする。

(調査委員会)

第 14 条　学長は，本調査の実施を決定したときは，調査委員会を設置するものとする。

2　調査委員会は，次に掲げる委員により構成する。ただし，委員は，告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(1)　担当理事

(2)　被告発者に係る研究分野の専門知識を有する者(1 名以上の学外者を含む。)

(3)　その他学長が必要と認めた者

3　前項の委員の半数以上は，本学の身分を有さない学外有識者でなければならない。

4　調査委員会に委員長を置き，担当理事をもって充てる。

5　学長は，調査委員会を設置したときは，委員の氏名及び所属，調査委員会の権限等について，告発者及び被告発者に通知するものとする。

6　調査委員会は，本調査を行う告発に関する全ての処理の終了をもって解散する。

(調査委員に関する異議申立て)

第 15 条　告発者及び被告発者は，理由を付した書面により，受付窓口を通じ学長に対して調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。

2　前項の異議申立ては，前条第 4 項の通知を受理した日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。

3　第 1 項による異議申立てを受けた場合，学長は，当該異議申立ての内容を審査し，その内容が妥当であると判断したときは，当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに，その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査方法)

第 16 条　本調査は，告発のあった研究活動に係る論文，実験又は観察ノート，生データ等の各種資料の精査，関係者のヒアリング，再実験の要請等により調査を行うものと

する。この場合において，調査委員会は，被告発者に弁明の機会を設けなければならない。

2　調査委員会が被告発者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合又は被告発者自らの意志によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合は，調査委員会は，合理的に必要と判断される範囲内においてそれに要する期間及び機会(機器，経費等を含む。)を保証のうえ，調査委員会の指導及び監督のもとで行うものとする。

3　告発者，被告発者を含む当該事案の関係者は，調査委員会の行う調査に対し，誠実に協力しなければならない。

(調査の対象となる研究)

第 17 条　調査委員会の調査の対象には，告発に係る研究のほか，調査委員会の判断により，調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

(証拠の保全措置)

第 18 条　調査委員会は，調査に当たり告発に係る研究に関して，証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合において，本学以外の研究機関において同様の措置を必要とする場合は，直ちに当該研究機関に同様の措置を講ずるよう依頼するものとする。

2　調査委員会は，関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるなど，必要と認められる場合は，必要最小限の範囲で告発に係る研究活動の停止，調査に関連する場所の一時閉鎖又は実験機器等の使用禁止措置等を行うことができる。

3　調査委員会は，前 2 項の措置に影響しない範囲内であれば，被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(秘密とすべき情報の保護)

第 19 条　調査委員会は，調査の対象となる公表前のデータ，論文等のうち，研究又は技術上秘密とすべき情報については，調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(被告発者の説明責任)

第 20 条　調査委員会の調査において，被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には，自己の責任において，当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと，論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

2　前項の被告発者の説明において，被告発者が生データ，実験又は観察ノート，実験試料又は試薬等の不存在等，本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし，被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず，その責によらない理由により，基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また，生データ，実験又は観察ノート，実験試料又は試薬等の不存在等が，各研究分

野の特性等に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

3　調査委員会は，前 2 項の判断においては，各研究分野の特性に配慮するものとする。

(不正行為か否かの認定方法)

第 21 条　調査委員会は，前条により被告発者が行う説明を受けるとともに，調査によって得られた物的及び科学的証拠，証言，被告発者の自認等の証拠を総合的に判断して，不正行為か否かの認定を行う。この場合において，証拠の証明力は，調査委員会の判断に委ねられるが，被告発者の研究体制，データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性を判断することが重要であり，被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできないものとする。

2　被告発者が自己の説明によって，不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは，不正行為と認定される。また，第 20 条第 2 項に規定する本来存在するべき基本的な要素の不足により，不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

第 4 章　調査結果の報告及び通知

(認定及び報告)

第 22 条　調査委員会は，原則として調査開始日から 150 日以内に調査結果をまとめ，不正行為が行われたか否か，不正行為が行われたと認定した場合は，その内容，不正行為に関与した者とその関与の度合い，不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。ただし，150 日以内に認定できない合理的な理由がある場合は，その理由及び認定予定日を学長に申し出て，承認を得るものとする。

2　調査委員会は，不正行為は行われなかったと認定する場合であって，調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは，併せてその旨の認定を行うものとする。ただし，この認定を行うに当たっては，告発者に弁明の機会を設けなければならない。

3　調査委員会は，前 2 項の認定を終了したときは，直ちに学長に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 23 条　学長は，調査結果を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するとともに，文部科学省に報告するものとする。また，第 13 条第 2 項に基づき，本調査を行う旨を被告発者所属機関又は資金配分機関に通知している場合は，当該機関にも当該調査結果を通知するものとする。

2　学長は，前項のほか，調査の終了前であっても資金配分機関等の求めに応じ，調査の中間報告を行うものとする。

3　学長は，悪意に基づく告発と認定があった告発者が他の機関に所属している場合は，当該所属機関(以下「告発者所属機関」という。)にも当該調査結果を通知するものとする。

第 5 章　異議申立て

(異議申立ての受理)

第 24 条　不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は，理由を付した書面により，受付窓口を通じ学長に対して異議申立てをすることができる。ただし，同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

2　前項の異議申立ては，調査結果の通知を受理した日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。

3　第 1 項による異議申立てを受けた場合，学長は直ちに調査委員会に審査を指示するものとする。ただし，異議申立ての趣旨が，新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は，学長の判断により，調査委員会委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

(被告発者による異議申立ての審査)

第 25 条　不正行為と認定された被告発者による異議申立てについて，調査委員会又は調査委員会に代わって審査する者(以下「調査委員会等」という。)は，異議申立ての趣旨，理由等を勘案し，当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2　調査委員会等は，当該事案の再調査を行うまでもなく，異議申立てを却下すべきものと決定した場合は，直ちに学長に報告するものとし，学長は被告発者に当該決定を速やかに通知するものとする。この場合において，当該異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは，学長は以後の異議申立てを受け付けないことを決定し，その旨を併せて通知することができる。

3　調査委員会等は，再調査を行うことを決定した場合は，被告発者に対し，先の調査結果を覆すに足る資料の提出等，当該事案の速やかな解決に向けて，再調査に協力することを求めるものとし，その協力が得られない場合には，再調査を行わず，審査を打ち切ることができる。その場合においては，直ちに学長に報告するものとし，学長は被告発者に当該決定を速やかに通知するものとする。

4　学長は，不正行為と認定された被告発者による異議申立てを受けたときは，告発者及び被告発者所属機関に通知するとともに，文部科学省及び資金配分機関に報告するものとする。異議申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

5　調査委員会等が再調査を開始した場合は，原則として調査開始日から 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し，その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし，50 日以内に報告できない合理的な理由がある場合は，その理由及び報告予定日を学長に申し出て，承認を得るものとする。

6　学長は，前項の報告を受けたときは，当該結果を被告発者，告発者及び被告発者所属機関に通知するとともに，文部科学省及び資金配分機関に報告するものとする。

(告発者による異議申立ての審査)

第 26 条　学長は，悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申立てがあった場合は，被告発者及び告発者所属機関に通知するとともに，文部科学省及び資金配分機関に報告するものとする。異議申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

2　調査委員会等が再調査を開始した場合は，原則として調査開始日から 30 日以内に先の認定を覆すか否かを決定し，その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし，30 日以内に報告できない合理的な理由がある場合は，その理由及び報告予定日を学長に申し出て，承認を得るものとする。

3　学長は，前項の報告を受けたときは，当該結果を告発者，被告発者及び告発者所属機関に通知するとともに，文部科学省及び資金配分機関に報告するものとする。

第 6 章　公表

(調査結果の公表)

第 27 条　学長は，不正行為が行われたと認定されたときは，速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において，公表する内容は，非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き，不正行為に関与した者の氏名及び所属，不正行為の内容，本学が行った措置の内容，調査委員会委員の氏名及び所属，調査方法，調査手順等とする。ただし，告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたと認定されたときは，不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

2　学長は，不正行為が行われなかったとの認定があった場合は，原則として調査結果を公表しない。ただし，公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は，調査結果を公表するものとする。この場合において，公表する内容は，非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き，不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は，そのことも含む。)，被告発者の氏名及び所属，調査委員会委員の氏名及び所属，調査の方法，調査手順等とする。

3　学長は，悪意に基づく告発と認定があった場合は，非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き，告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づく告発と認定した理由等を公表するものとする。

(再発防止のための措置)

第 28 条　学長は，本学で不正行為が行われたことを公表したときは，研究に対する研究倫理の向上に関する措置を講じ，再発防止に努めるものとする。

第 7 章　被告発者等に対する措置

(調査中における一時的措置)

資料 16　研究活動の不正行為に関する取扱規程

第 29 条　学長は，本調査を行うことを決定したときから，調査委員会等の調査結果の報告を受けるまでの間，告発された研究活動に係る研究経費の支出を停止することができる。

(研究経費の使用中止)

第 30 条　学長は，不正行為が行われたと認定された者及び関与したとまでは認定されないが，不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者並びに不正行為と認定された研究活動に係る研究経費の全部又は一部について使用責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して，直ちに当該研究経費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等取り下げの勧告)

第 31 条　学長は，被認定者に対して，不正行為と認定された論文等の取り下げの勧告を行うものとする。

2　被認定者は，前項の勧告を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に，勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行うものとする。

3　学長は，第 1 項の勧告に被認定者が応じなかった場合は，その旨を公表するものとする。

(被認定者等の処分)

第 32 条　被認定者及び悪意に基づく告発と認定された告発者(以下「被認定者等」という。)のうち，本学の職員については，国立大学法人帯広畜産大学職員就業規則(平成 16 年規則第 3 号)，国立大学法人帯広畜産大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 4 号)，国立大学法人帯広畜産大学特任教員就業規則（平成 25 年規則第 3 号），国立大学法人帯広畜産大学職員懲戒規程(平成 16 年規程第 106 号)及び国立大学法人帯広畜産大学教員就業特例規程(平成 16 年規程第 95 号)に基づき，本学の学生については，国立大学法人帯広畜産大学学則(平成 16 年学則第 1 号)及び国立大学法人帯広畜産大学大学院学則(平成 16 年学則第 2 号)に基づき，懲戒処分その他必要な措置を講じるものとする。

(処分の公表)

第 33 条　学長は，前条により被認定者等に処分を行ったときは，その結果を公表するものとする。

(研究経費等の返還)

第 34 条　調査委員会は，不正行為と認定された研究活動に対して配分された研究経費のうち，被認定者に対し使用済額の全額又は一部を返還させるか否かについて判断の上，学長に報告するものとする。

2　学長は，前項の報告を踏まえて返還させることとするときは，教育研究評議会及び役員会の議を経て決定するものとし，決定後直ちに返還を命じるものとする。

3　学長は，前項のほか被認定者等に対して，再現性を示すために行った再現実験の実施に要した経費等，本調査に要した経費の返還を求めるものとする。

4　学長は，資金配分機関から，当該資金の返還を請求された場合において，被認定者に命じた当該競争的資金に係る返還額が少ないときは，その不足分を被認定者に求償するものとし，被認定者に命じた返還額が多いときは，その差額を被認定者に返還するものとする。

（不正行為が行われなかったと認定された場合の措置）

第 35 条　学長は，不正行為が行われなかったと認定された場合，本調査に際して行った研究経費の支出停止措置を速やかに解除するものとする。

2　調査委員会委員長は，本調査に際して行った証拠保全の措置について，不正行為が行われなかったと認定した調査結果通知後，速やかに解除するものとする。

3　学長は，不正行為が行われなかったと認定した被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

第 8 章　秘密の保持

（秘密保持義務）

第 36 条　役員，職員及び調査委員会委員となった外部の者は，告発等の内容及び調査等で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 9 章　雑則

（事務）

第 37 条　本学における研究活動に係る不正行為に関する事務は，総務課が行う。

（雑則）

第 38 条　この規程に定めるもののほか，本学における研究活動に係る不正行為に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号）

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年 3 月 15 日規程第 22 号）

この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 19 日規程第 21 号）

この規程は，平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

附　則（平成 27 年 7 月 15 日規程第 36 号）

この規程は，平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

○国立大学法人帯広畜産大学研究費の不正使用防止等に関する規程

（平成 19 年 10 月 9 日規程第 53 号）

改正　平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号　平成 21 年 3 月 27 日規程第 21 号
平成 24 年 7 月 6 日規程第 30 号　平成 25 年 3 月 15 日規程第 23 号
平成 27 年 3 月 19 日規程第 20 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この規程は，国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用の防止及び不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定め，もって研究費の適正かつ有効な活用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条　本学における研究費の運営及び管理については，国立大学法人帯広畜産大学会計規則（平成 16 年規則第 2 号），国立大学法人帯広畜産大学予算決算及び出納事務取扱規程（平成 16 年規程第 89 号）その他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか，この規程の定めるところによる。

（定義）

第 3 条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　研究費　国立大学法人帯広畜産大学予算管理細則（平成 16 年細則第 28 号）第 6 条第 2 項により定める支出予算区分のうち，研究目的で使用されるものをいう。

(2)　構成員　本学の役員，職員，学生及びその他本学において身分を有する者をいう。

(3)　不正使用　本学の構成員又は本学の構成員であった者が本学在職中又は在学中に，研究費を本来の用途以外の用途に使用すること，虚偽の請求に基づき研究費を支出すること，その他法令等に違反して研究費を支出することをいう。

(4)　競争的資金等　国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（最高管理責任者）

第 4 条　学長は，研究費の運営及び管理に係る最高管理責任者として本学全体を統括し，最終責任を負うものとする。

2　最高管理責任者は，不正使用の発生を抑止する環境及び体制の構築を図り，研究費の適正な運営及び管理を維持するため不正防止計画を策定し周知するとともに，必要な措置を講じるものとする。

3　最高管理責任者は，前項の責務を遂行するため，次二条に定める統括管理責任者に及びコンプライアンス推進責任者対し必要な指示を行うものとする。

（統括管理責任者）

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

第 5 条　本学に最高管理責任者を補佐し，研究費の適正な運営及び管理について統括する者として，統括管理責任者を置く。

2　統括管理責任者は，学長の指名する理事をもって充てる。

3　統括管理責任者は，最高管理責任者の指示に基づき，不正防止計画の組織的な実施体制を統括し，本学全体の具体的な実施状況を確認して必要な指示を行うとともに，実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第 6 条　本学に研究費の運営及び管理に係る不正防止対策について，実質的な責任と権限を持つ者として，コンプライアンス推進責任者を置く。

2　コンプライアンス推進責任者は，学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

3　コンプライアンス推進責任者は，最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき，次に掲げる事項を行うものとする。

⑴　不正防止計画に基づく不正防止対策の実施を指示し，定期的に実施状況を確認するとともに，実施状況を統括管理責任者に報告する。

⑵　不正使用防止を図るため，研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し，コンプライアンス教育を実施し，受講状況を管理監督する。

⑶　構成員が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし，必要に応じて改善を指導する。

（構成員の責務）

第 7 条　本学の構成員は，倫理観の涵養及び保持に努めるとともに，研究活動に携わる者の行動指針（平成 19 年制定）を遵守するものとし，不正使用を行ってはならない。

2　本学が構成員に対し，コンプライアンス教育の受講又は誓約書の提出を求めたときは，長期出張，休職，休業など正当な理由がある場合を除き，受講又は提出しなければならない。

3　最高管理責任者は，正当な理由なく前項の責務を果たさない構成員に対し，競争的資金等の申請及び使用を認めないこととすることができる。

（不正防止計画推進部署）

第 8 条　本学の研究費を適正に運営及び管理し，不正使用を発生させる要因に対応するため，最高管理責任者のもとに不正防止計画推進部署を置く。

2　不正防止計画推進部署は，コンプライアンス室をもって充てる。

3　不正防止計画推進部署は，不正防止計画に基づき不正使用発生要因に対応する具体的な対策を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第 9 条　本学における研究費に係る事務処理手続き及び使用等に関するルール等について学内外からの相談を受付け，明確かつ統一的な運用を図るため，研究費に係る相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2　相談窓口は，次の各号に掲げる課とする。

(1)　研究費に係る申請及び受入等の事務処理手続きについて　研究支援課

(2)　競争的資金等の使用に関するルール等について　研究支援課

(3)　研究費（競争的資金等を除く。）の使用に関するルール等について　財務課

(通報窓口の設置)

第 10 条　本学における研究費の不正使用に係る学内外からの通報，情報提供等(以下「通報等」という。)の対応を適切に行うため，研究費の不正使用に係る通報窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

2　通報窓口は，総務課長及び総務課課長補佐とする。

3　最高管理責任者が必要と認めたときは，前項に加えて第三者機関に通報窓口を設置することができる。

4　前項により通報窓口を設置したときは，適切な周知に努めるものとする。

第 2 章　不正使用への対応手続き

(研究費の不正使用に係る通報等)

第 11 条　本学において，研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は，何人も通報窓口を通じて通報等を行うことができる。

2　通報等の方法は，通報窓口に対する文書，電子メール，電話，面談等によるものとする。

3　通報等は，当該通報等を行う者(以下「通報者」という。)の氏名を明らかにした上で，不正使用を行ったとする者(以下「被通報者」という。)，不正使用の態様等，事案の内容が明示され，かつ，不正使用とする合理的な理由が示されていなければならない。

4　匿名によるなど，前項の定めを満たさない通報等については，当該内容に応じて最高管理責任者の判断により，通報等を受理した場合に準じて取り扱うことができる。

5　通報窓口は，郵送，電子メール等，通報者等が受付けされたか否かを知り得ない方法で行われた場合は，通報者(匿名による者を除く。以下同じ。)に受け付けたことを通知するものとする。

6　通報者は，誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく通報等を行うものとし，誹謗中傷等その他不正を目的とした通報等(以下「悪意に基づく通報等」という。)を行ってはならない。

(通報窓口の責務)

第 12 条　通報窓口は，前条に規定する通報等を受けたときは，直ちに最高管理責任者，統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ報告するものとする。

2　通報窓口は，通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし，通報者の同意を得た場合は，この限りではない。

(調査要否の決定)

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

第 13 条　最高管理責任者は，前条第 1 項の報告を受けたとき又は相当の信頼のある外部機関からの指摘に基づき不正使用があると疑われるときは，直ちに統括管理責任者に通報等の内容の合理性を確認させ，その報告に基づき，通報等を受けた日から 30 日以内に調査の要否を決定するものとする。

2　最高管理責任者は，当該通報等に係る調査を行わないこととした場合は，その旨理由を付して通報者に通知するとともに，当該通報等に関係する公的研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 14 条　最高管理責任者は，前条により調査の実施を決定したときは，直ちに当該事案に係る調査委員会を設置して，調査を行わせるとともに，通報者，被通報者及び配分機関にその旨を報告するものとする。

(調査委員会)

第 15 条　調査委員会は，次に掲げる委員により構成する。ただし，委員は，通報者及び被通報者と特別な利害関係を有しない者でなければならない。

(1)　統括管理責任者

(2)　コンプライアンス推進責任者

(3)　最高管理責任者が指名する理事又は副学長

(4)　本学の構成員以外の者で調査に必要な知識又は経験を有する者のうちから最高管理責任者が指名する者

(5)　その他最高管理責任者が必要と認めた者

2　調査委員会に委員長を置き，統括管理責任者をもって充てる。ただし，統括管理責任者が前項ただし書きに該当する場合は，最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。

3　調査委員会は，通報等に係る書面等の審査並びに通報者，被通報者及び関係者からの事情聴取その他の必要な方法により，不正使用の有無及び不正の内容，関与した者及びその関与の程度，不正使用の相当額等について調査する。

4　統括管理責任者は，調査の実施に当たり，調査方針，調査対象及び方法等について配分機関に報告，協議しなければならない。

5　調査委員会に関する事務は，財務課，研究支援課の協力を得て総務課が行う。

6　調査委員会は，調査を行う通報等に関する全ての処理の終了をもって解散する。

(調査中における研究費の使用停止)

第 16 条　最高管理責任者は，調査の実施を決定したときから調査結果の報告を受けるまでの間，研究費の使用を停止させる必要があると認めた場合は，これを命じるものとする。

(認定)

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

第 17 条　調査委員会は，不正使用の有無，不正の内容，関与した者，関与の程度，不正使用の相当額等について調査のうえ認定し，原則として通報等を受けた日から 180 日以内に最高管理責任者に報告するものとする。ただし，180 日以内に報告できない合理的な理由がある場合は，その理由及び報告予定日を最高管理責任者に申し出て，承認を得るものとする。

2　不正使用があったと認定した場合の前項の報告は，認定した調査結果のほか，不正発生要因，不正に関係した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況，再発防止計画等を含む調査報告書を作成して行うものとする。

3　調査委員会は，第 1 項ただし書きによる承認を得た場合は，通報等を受けた日から 180 日経過時点における調査結果の中間報告書を作成し，最高管理責任者に報告するものとする。

4　調査委員会は，調査の過程であっても，不正の事実が一部でも確認された場合には，速やかに認定し，最高管理責任者に報告するものとする。

5　調査委員会は，不正使用が行われなかったと認定される場合であって，調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは，あわせてその旨を認定し，最高管理責任者に報告するものとする。

6　調査委員会は，第 1 項，第 4 項及び第 5 項の認定に当たっては，被通報者(被通報者以外で不正使用に関与したとされた者を含む。以下「被通報者等」という。)又は前項の通報者に対し，書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

第 18 条　最高管理責任者は，前条による調査結果を速やかに通報者及び被通報者等に通知するものとする。

(異議申し立て)

第 19 条　調査により不正使用と認定された被通報者等又は悪意に基づく通報等と認定された通報者は，最高管理責任者に異議申立てをすることができる。ただし，同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

2　前項の異議申立ては，前条による調査結果の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内に異議申立書を提出しなければならない。

3　最高管理責任者は，前項により異議申立てを受けたときは，直ちに調査委員会に審査を指示するとともに，通報者又は被通報者に通知する。

4　調査委員会は，異議申立ての理由等を勘案し，再調査すべきか否かを審査する。

5　調査委員会は，前項の審査結果を速やかに最高管理責任者に報告する。

6　最高管理責任者は，前項の報告を受けたときは，異議申立てを行った者及び第 3 項により通知した者に通知する。

7　調査委員会は，第 4 項の審査の結果，再調査すべきと決定した場合は，直ちに再調査を実施し，異議申立てを受理した日から 30 日以内に再調査の結果を最高管理責任者に報告する。

8　異議申立てを行った者は，調査委員会の求めに応じ，再調査のために必要な資料を提出しなければならない。この場合において，調査委員会は，指定する期日までに必要な資料の提出がないときは，再調査を打ち切ることができる。

9　調査委員会は，前項により再調査を打ち切ったときは，速やかにその旨を最高管理責任者に報告する。

10　最高管理責任者は，第 7 項又は第 9 項の報告を受けたときは，異議申立てを行った者及び第 3 項により通知した者に対し，再調査の結果を通知する。

(配分機関への報告等)

第 20 条　最高管理責任者は，不正使用と認定された場合であって，当該事案に係る研究が公的研究費の配分を受けて行われたものであるときは，通報等を受けた日から 210 日以内に，調査結果，不正発生要因，不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況，再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。ただし，期限までに調査が完了しない場合であっても，調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

2　最高管理責任者は，前項のほか，第 17 条第 4 項による報告を受けた場合においても速やかに配分機関に報告するものとする。

3　前二項に定めるもののほか，最高管理責任者は，調査の終了前であっても配分機関の求めに応じ，調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行うものとする。

4　最高管理責任者は，配分機関から当該事案に係る資料の提出，閲覧又は現地調査を求められたときは，調査に支障がある等，正当な理由がある場合を除き，応じるものとする。

(調査結果の公表)

第 21 条　最高管理責任者は，不正使用と認定されたときは，速やかにを公表するものとする。

2　前項により公表する内容は，不正に関与した者の氏名及び所属，不正の内容，本学が公表時までに行った措置の内容，調査委員会委員の氏名及び所属，調査方法，調査手順等とする。ただし，合理的な理由がある場合は，これらの一部を非公表とすることができる。

3　最高管理責任者は，悪意に基づく通報等と認定された告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づく通報等と認定した理由等を公表するものとする。ただし，合理的な理由がある場合は，これらの一部を非公表とすることができる。

(不正使用等に係る措置)

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

第 22 条　最高管理責任者は，第 17 条第 1 項の報告を受けたときは，必要に応じて，被通報者等に対し研究費の使用停止を命じるとともに,適法な状態に回復するため必要な措置及び再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2　最高管理責任者は，不正使用と認定された被通報者等及び悪意に基づく通報等と認定された通報者のうち，本学の構成員については，国立大学法人帯広畜産大学職員就業規則(平成 16 年規則第 3 号)，国立大学法人帯広畜産大学特任教員就業規則（平成 25 年規則第 3 号），国立大学法人帯広畜産大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 4 号)，国立大学法人帯広畜産大学職員懲戒規程(平成 16 年規程第 106 号)，国立大学法人帯広畜産大学教員就業特例規程(平成 16 年規程第 95 号)，国立大学法人帯広畜産大学学則(平成 16 年学則第 1 号)及び国立大学法人帯広畜産大学大学院学則(平成 16 年学則第 2 号)に基づく懲戒処分その他必要な措置を講じるものとする。

3　最高管理責任者は，私的流用等行為の悪質性が高い場合は，刑事告発及び民事訴訟について検討するものとする。

第 3 章　雑則

(通報者の保護)

第 23 条　通報者は，悪意に基づく通報等であることが判明しない限り，当該通報等を行ったことを理由として，人事，給与その他の身分及び勤務条件等に関し，不利益な取扱いを受けない。

2　通報者は，通報等を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは，通報窓口を通じ最高管理責任者に申し立てることができる。

(フォローアップ)

第 24 条　最高管理責任者は，通報者が前条第 1 項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは，その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2　最高管理責任者は，通報等に係る事実がないことが判明した場合において，被通報者等の名誉が害されたと認めるときは，事実関係の公表その他被通報者等の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第 25 条　通報窓口，調査委員会委員その他本規程に基づく業務に関与した者は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他の経費に係る通報等の取扱い)

第 26 条　研究費以外の経費に係る通報等については，本規程に準じて対応するものとする。

(雑則)

第 27 条　この規程に定めるもののほか，研究費の運営及び管理に関し必要な事項は，別に定める。

資料 17　研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

附　則

この規程は，平成 19 年 10 月 9 日から施行する。

附　則(平成 20 年 3 月 11 日規程第 11 号)

この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 21 年 3 月 27 日規程第 21 号)

この規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 7 月 6 日規程第 30 号)

この規程は，平成 24 年 7 月 6 日から施行し，平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附　則(平成 25 年 3 月 15 日規程第 23 号)

この規程は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 3 月 19 日規程第 20 号)

この規程は，平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

資料18　修了要件

【博士前期課程】

	学位	必修科目			選択科目		計
		共通コア科目	コース必修科目	プログラム必修科目・プログラム選択必修科目	コース選択科目・プログラム選択科目	他コース選択科目・共通選択科目	
7コース	修士（農学/動物医科学）	8単位	14単位		4単位以上	4単位まで算入可能	30単位以上
畜産衛生学位プログラム	修士（畜産衛生学）		10単位	8単位	6単位以上	履修可（修了要件単位への算入不可）	32単位以上

【博士後期・博士課程】

	学位	必修科目			選択科目		計
		共通コア科目	専攻必修科目	プログラム必修科目・プログラム選択必修科目	プログラム選択科目	専攻選択科目・共通選択科目	
畜産科学専攻博士後期課程	博士（農学）	9単位				3単位以上	12単位以上
畜産衛生学位プログラム	博士（畜産衛生学）			1単位	6単位以上	履修可（修了要件単位への算入不可）	16単位以上
獣医学専攻博士課程	博士（獣医学）		9単位			12単位以上	30単位以上

資料19　アドミッション・ポリシー／畜産学研究科畜産科学専攻（博士前期課程）

【専攻共通のアドミッション・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産科学専攻博士前期課程では、「食の安全確保」をはじめとする農畜産学に関する課題解決能力と幅広い見識を備えた人材を育成するため、以下のような人を学生として求めています。そのために、入学試験では専門と語学に関する筆記試験と研究計画・能力を評価する口述試験を実施します。

（1）国際的な視野を持って行動でき、農畜産学に関する高度専門職業人を目指す人。

（2）各コースの特定分野に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。

（3）各コースで自ら研究計画を立案できる基礎的知識・技術を身につけている人。

（4）獣医・農畜産融合の視点から、食の安全確保・生産性向上・環境保全に関する課題に高い関心を持ち、それらの課題解決に積極的に取り組みたい人。

【コース別のアドミッション・ポリシー】

動物医科学コース	家畜生産科学コース	環境生態学コース	食品科学コース	農業経済学コース	農業環境工学コース	植物生産科学コース
（1）基礎動物医科学、動物病態学、動物感染症学、病因制御学、動物臨床科学に関する高度な知識及び技術及び研究能力を身につけ、動物医科学的観点から社会への貢献を目指す人。	（1）家畜やその生産管理に関する高度な知識と技術、研究能力を身につけ、生命科学や畜産学の観点から社会貢献を目指す人。	（1）農畜産環境及び自然環境の保全と管理に関する幅広い知識、技術及び研究能力を身につけ、生態学的及び環境科学的観点から社会への貢献を目指す人。	（1）農畜産物を原料とした食品の製造・加工及びこれらの機能性・安全性に関する高度な知識及び技術及び研究能力を身につけ、食品科学的観点から社会への貢献を目指す人。	（1）食料生産・流通・消費に関わる農業経済学や経営学の幅広い、高度な知識と技術を身につけ、農業経済学的観点から社会への貢献を目指す人。	（1）農業工学的素養を基礎として、環境と調和した生産技術改善と地域環境保全の知識を身につけ、農業環境工学的観点から社会への貢献を目指す人。	（1）植物の生理、生態、遺伝や土壌に関する高度な知識をもとにした植物生産の量的・質的向上の高度な知識及び技術及び研究能力を身につけ、植物生産科学的観点から社会への貢献を目指す人。
（2）基礎生物学や農畜産学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。	（2）家畜生産科学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。	（2）環境生態学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。	（2）食品科学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。	（2）農業経済学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。	（2）農業環境工学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけてい人。	（2）植物生産科学に関する学士課程までの基礎知識と基本的技術を身につけている人。
（3）基礎生物学に関する基礎的知識と基本的技術を踏まえて、動物医科学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）家畜やその生産管理に関する高度な知識と技術、研究能力を身につけ、家畜生産科学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）農畜産環境及び自然環境の保全と管理の知識、技術及び研究能力を身につけ、環境生態学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）農畜産物の加工・利用に関する高度な技術や食品のもつ様々な機能性に関する知識を踏まえて、食品科学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）食料生産・流通・消費に関わる農業経済学や経営学の基礎的な知識と基本的な技術を踏まえて、農業経済学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）生産技術改善と地域環境保全に関する基礎的な知識と基本的な技術を踏まえて、農業環境工学分野で自ら研究計画を立案できる人。	（3）栽培植物の改良や生産と土壌及び病害虫に関する知識や技術を踏まえて、植物生産科学分野で自ら研究計画を立案できる人。
（4）基礎生物学や農畜産学の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）家畜やその生産管理に関する諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）農畜産環境及び自然環境の保全と管理の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）食品の製造・加工及びこれらの機能性・安全性の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）農業経済学及び経営学の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）農業工学的素養を基礎として生産技術と地域環境の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。	（4）植物生産の量的・質的向上の諸問題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を説明できる人。

資料20　アドミッション・ポリシー／畜産科学専攻（博士後期課程）及び獣医学専攻（博士課程）

【専攻共通のアドミッション・ポリシー】

帯広畜産大学大学院畜産学研究科獣医学専攻博士課程及び畜産科学専攻博士後期課程では、「獣医・農畜産学融合」・「海外の大学との協力」による教育体制により、食と農のグローバル化を背景にした専門的知識及び創造性と優れた研究開発能力・教育能力を備えた豊かな人間力を持つ研究者・教育者を養成するため、以下のような人を学生として求めています。

（１）獣医学や農畜産学に関する国際的な視野を持って、高いコミュニケーション能力を身につけて国際水準の先端的な研究を展開できる研究者・教育者を目指す人。

（２）本研究科に配置された専攻分野の総合的な知識や先端的研究を探求したい人。

（３）獣医学に関する学士課程までの基礎知識と基礎的技術または畜産科学専攻の特定分野に関する修士課程までの基礎知識と基礎的技術を身につけている人。

（４）獣医・農畜産学融合分野において自らの研究成果を社会に還元し、学際的な研究においてリーダーシップを発揮する能力を身につけたい人。

【専攻別のアドミッション・ポリシー】

獣医学専攻	畜産科学専攻
３．アドミッション・ポリシー （１） 獣医学や農畜産学に関する国際的な視野を持って、高いコミュニケーション能力を身につけて国際水準の先端的な研究を展開できる教育者・研究者を目指す人。 （２）獣医・農畜産学融合分野において自らの研究成果を社会に還元し、動物や人の健康、地球環境や生態系の保全、産業や生命科学の発展に中心的な役割を担い国内外を問わず社会貢献することに意欲のある人。 （３）獣医学専攻の特定分野に関する総合的な知識や先端的研究を探究したい人。 （４）獣医学やその関連分野に関する学士課程までの基礎知識と基礎的技術及び応用能力を身に付けている人、または他分野に関する修士課程までの基礎知識と基礎的技術及び応用能力を身に付けている人。	**３．アドミッション・ポリシー** （１） 獣医学や農畜産学に関する国際的な視野を持って、高いコミュニケーション能力を身につけて国際水準の先端的な研究を展開できる教育者・研究者を目指す人。 （２）獣医・農畜産学融合分野において自らの研究成果を社会に還元し、動物や人の健康、地球環境や生態系の保全、産業や生命科学の発展に中心的な役割を担い国内外を問わず社会貢献することに意欲のある人。 （３）畜産科学専攻の特定分野に関する総合的な知識や先端的研究を探究したい人。 （４） 畜産科学専攻の特定分野に関する修士課程までの基礎知識と基礎的技術を身につけている人。

評価項目	評価内容・方法	調査等の実施時期	検証結果・改善方法	情報公開	対象レベル			
					大学教育センター	学部教育部会議/大学院教育部会議/入試部会議	就職支援室/学生支援室/教育支援室/入試方法研究室	ｸﾗｽ担任/ﾕﾆｯﾄ担任/指導教員/科目責任者
履修登録状況	各学位，資格，プログラム等の取得等に向け，履修系統図，履修モデル等にそった履修となっているか。	4月(4月入学者) 10月(10月入学者)	指導教員は，学生の履修登録にあたって指導・助言を行う。畜産衛生学位プログラム履修者については，プログラム・コーディネーターも指導・助言を行う。					○
研究題目及び研究計画の状況	各学位の取得に向け，適切な研究計画が立てられているか。	5月(4月入学者) 11月(10月入学者)	指導教員は，学生の研究題目の設定及び研究計画の作成に指導・助言を行う。設定された研究題目及び研究計画は大学院教育部会議において確認し，必要に応じて指導教員にフィードバックする。			○	○	○
単位修得状況	各年次において，カリキュラム・マップに沿った単位の修得がされているか。	3月(4月入学者) 9月(10月入学者)	進捗状況審査会において指導教員が確認し，必要に応じて学生に個別指導を行う。個別指導を行った学生への指導状況については，毎履修年度末に大学院教育部長に報告する。			○	○	○
授業の出席状況	各授業科目において，適切な出席状況となっているか。	3月(4月入学者) 9月(10月入学者)	指導教員において逐次把握し，必要に応じて個別指導を行う。個別指導を行った学生への指導状況については，毎履修年度末に大学院教育部長に報告する。			○	○	○
授業評価アンケート	学生の自己評価，科目全体の評価，授業内容の評価	10月(前期分) 4月(後期分)	アンケート結果は各授業担当者に開示し，改善案等を提出してもらう。教育支援室は，提出された各科目の改善案等を取りまとめ，アンケート集計結果とともにを大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	○
進級・休学・退学・復学状況	課程/ユニット/専攻，学年，男女，理由ごとの進級・休学・退学・復学それぞれの人数と入学者数に対する割合	3月	大学院教育部会議は，進級・休学・退学・復学状況を取りまとめ，大学教育センター長に報告する。		○	○		
標準修業年限卒業・修了状況	課程/ユニット/専攻ごとの，準修業年限卒業・修了者数と入学者数に対する割合，過年度修了者数と平均超過年数	3月	大学院教育部会議は，標準修業年限修了状況をまとめ，大学教育センター長に報告する。		○	○		
入学者アンケート	APの理解度，入学前の学習状況，志望動機	3月	入学者選抜方法研究室は，分析結果を取りまとめ，抽出した問題点と改善案を大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	
卒業・修了者アンケート	DPに掲げる能力・資質の修得状況，学修満足度（学生の自己評価）	5月	教育支援室は，分析結果を取りまとめ，抽出した問題点と改善案を大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	
就職先アンケート	DPに掲げる能力・資質の修得状況（就職先による外部評価）	3月	就職支援室は分析結果を取りまとめ，教育支援室と連携して問題点を抽出するとともに改善案を作成し，大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	

資料21 アセスメントによる教育の検証と改善

評価項目	評価内容・方法	調査等の実施時期	検証結果・改善方法	情報公開	対象レベル			
					大学教育センター	学部教育部会議/大学院教育部会議/入試部会議	就職支援室/学生支援室/教育支援室/入試方法研究室	ｸﾗｽ担任/ﾕﾆｯﾄ担任/指導教員/科目責任者
インターンシップ	インターンシップ経験者の割合，就職先	3月	就職支援室はインターンシップの実施状況及びインターンシップ経験者の就職状況を取りまとめ，教育支援室と連携して分析結果を踏まえた実施案を作成し，大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	
学生生活実態調査	アルバイト，自学習時間，課外活動状況等	7月(調査報告) 3月(改善案)	学生・課外活動支援室は，調査結果を取りまとめ，分析結果を付して大学教育センター長に報告する。報告内容は大学院教育部会議において検討し，必要に応じて改善案を作成して大学教育センター長に提出する。	HP	○	○	○	
資格修得状況	各種資格の取得又は各プログラムの要件充足の状況	4月	大学院教育部会議は，前年度末までの教職専修免許の取得者及び各種プログラムの要件充足者について取りまとめ，大学教育センター長に報告する	HP	○	○		
進路状況（就職・進学等）	想定される専門領域への就職率・進学率，学生の希望の達成状況	4月	就職支援室は，前年度修了者の進路状況を取りまとめ，大学教育センター長に報告する。	HP	○	○	○	
学修ポートフォリオ	各年次終了時における学修活動の振り返り	7月(分析報告) 3月(改善案)	指導教員は，各履修年度の始めと終わりに，学生の目標設定と自己評価に対する指導・助言を行う。目標設定と自己評価の結果は，教育支援室で取りまとめ，分析結果を付して大学教育センター長に報告する。報告内容は，大学院教育部会議において検討し，必要に応じて改善案を作成して大学教育センター長に提出する。		○	○	○	○
アセスメント・テスト	基礎的な専門知識，技能の定着	2～3月(4月入学者) 8～9月(10月入学者)	毎履修年度末に，指導教員の責任の下に進級試験を実施し，進級試験の結果を大学院教育部長に報告する。		○	○	○	○
シラバス	シラバスの活用状況（教員・学生）及び評価（学生）	3月	教育支援室は，調査結果を分析して問題点を抽出し，調査結果と改善案を大学教育センター長に提出する。		○	○	○	○
ルーブリック	ルーブリックの活用状況（教員）				○	○	○	○
GP	科目ごとのGPの分布・標準偏差・中央値				○	○	○	○